

令和4年度

福島町議会

定例会 9 月 会議 録

令和4年9月13日 開会

令和4年9月15日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和4年9月13日（火曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町 長 あ い さ つ	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第2 諸般の報告	4 頁
○日程第3 行 政 報 告	7 頁
1 新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種の状況について	
2 大雨に係る避難所開設と国道通行止めなどについて	
〔各課所管事項について〕	
(1) 総務課の所管事項について	
(2) 企画課の所管事項について	
(3) 産業課の所管事項について	
教育行政報告	9 頁
1 学校教育について	
(1) 令和4年度全国中学校体育大会・第52回全国中学校相撲選手権大会について	
2 社会教育、青少年の育成について	
(1) 青年教育について	
○日程第4 一般質問	10 頁
8 番 小 鹿 昭 義	10 頁
(1) 鳥獣駆除に対する今後の対応について	
3 番 平 沼 昌 平	13 頁
(1) 当町の移住・定住に対する取り組み方と今後の施策について	
5 番 川 村 明 雄	20 頁
(1) 高齢者事業団の立ち上げについて	
4 番 木 村 隆	26 頁
(1) 新型コロナウイルスの感染対応について	
○日程第5 議案第29号 福島町地元企業雇用等促進条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	31 頁
○日程第6 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	32 頁
○日程第7 議案第31号 福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	34 頁
○日程第8 議案第32号 福島町の字の区域の変更について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	34 頁

○日程第9	議案第33号 令和4年度福島町一般会計補正予算（第7号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	35頁
○日程第10	議案第34号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	42頁
○日程第11	議案第35号 令和4年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	43頁
○日程第12	議案第36号 令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	44頁
○日程第13	議案第37号 令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	45頁
○日程第14	議案第38号 令和4年度福島町水道事業会計補正予算（第2号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	47頁
○日程第15	議案第39号 令和4年度福島町一般会計補正予算（第8号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	48頁
○日程第16	報告第3号 令和3年度福島町財政健全化判断比率の報告について （決算審査特別委員会付託・休会中継続審議）	49頁
○日程第17	報告第4号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに 評価に関する報告について （決算審査特別委員会付託・休会中継続審議）	49頁
○日程第18	認定第1号 令和3年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について （決算審査特別委員会付託・休会中継続審議）	49頁
○日程第19	認定第2号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて （決算審査特別委員会付託・休会中継続審議）	49頁
○日程第20	認定第3号 令和3年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について （決算審査特別委員会付託・休会中継続審議）	49頁
○日程第21	認定第4号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて （決算審査特別委員会付託・休会中継続審議）	49頁
○日程第22	認定第5号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について （決算審査特別委員会付託・休会中継続審議）	49頁
○日程第23	認定第6号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定 について （決算審査特別委員会付託・休会中継続審議）	49頁
○日程第24	認定第7号 令和3年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ いて （決算審査特別委員会付託・休会中継続審議）	49頁
○諸 般 の 報 告		50頁
○延 会 の 議 決		50頁
○休 会 の 議 決		50頁
○延 会 宣 告		50頁

目 次

令和4年9月15日（木曜日）第2号

○議 事 日 程	53 頁
○会議に付した事件	53 頁
○出 席 議 員	54 頁
○欠 席 議 員	54 頁
○出 席 説 明 員	54 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	54 頁
○開会・開議宣告	55 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	55 頁
○日程第2 諸般の報告	55 頁
○日程第3 報告第3号 令和3年度福島町財政健全化判断比率の報告について	
報告第4号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに 評価に関する報告について	
認定第1号 令和3年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について	
認定第2号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	
認定第3号 令和3年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第4号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて	
認定第5号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第6号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定 について	
認定第7号 令和3年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ いて	
(決算審査特別委員会報告・質疑・討議・討論・起立採決)	55頁
○日程第4 同意第1号 教育長の選任について	
(提案説明・質疑・討論・起立採決)	56頁
○日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命について	
(提案説明・質疑・討論・起立採決)	57頁
○日程第6 発委第7号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	59頁
○日 程 の 追 加	60頁
○追加日程第1 宣誓第1号 教育長の宣誓について	60頁
○休 会 の 議 決	61頁
○休 会 宣 告	61頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
29	福島町地元企業雇用等促進条例の一部を改正する条例	9月13日	原案可決
30	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	9月13日	原案可決
31	福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について	9月13日	原案可決
32	福島町の字の区域の変更について	9月13日	原案可決
33	令和4年度福島町一般会計補正予算（第7号）	9月13日	原案可決
34	令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月13日	原案可決
35	令和4年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）	9月13日	原案可決
36	令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	9月13日	原案可決
37	令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）	9月13日	原案可決
38	令和4年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）	9月13日	原案可決
39	令和4年度福島町一般会計補正予算（第8号）	9月13日	原案可決
報告 3	令和3年度福島町財政健全化判断比率の報告について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	報告済
報告 4	令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	報告済
認定 1	令和3年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定
認定 2	令和3年度福島国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定
認定 3	令和3年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定
認定 4	令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認定 5	令和3年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定
認定 6	令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定
認定 7	令和3年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定
同意 1	教育長の選任について	9月15日	原案同意
同意 2	教育委員会委員の任命について	9月15日	原案同意
発委 7	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について	9月15日	原案可決
宣誓 1	教育長の宣誓について	9月15日	宣 誓 済

令和4年度

福島町議会定例会9月会議

令和4年9月13日（火曜日）第1号

◎議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 諸般の報告 |
| 日程第3 | 行政報告 |
| 日程第4 | 一般質問 |
| 日程第5 | 議案第29号 福島町地元企業雇用等促進条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第31号 福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について |
| 日程第8 | 議案第32号 福島町の字の区域の変更について |
| 日程第9 | 議案第33号 令和4年度福島町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第10 | 議案第34号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第35号 令和4年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第36号 令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第37号 令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第38号 令和4年度福島町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第39号 令和4年度福島町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第16 | 報告第3号 令和3年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第17 | 報告第4号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について |
| 日程第18 | 認定第1号 令和3年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第2号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 認定第3号 令和3年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第21 | 認定第4号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 認定第5号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 認定第6号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第24 | 認定第7号 令和3年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第25 | 同意第1号 教育長の選任について |
| 日程第26 | 同意第2号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第27 | 発委第7号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について |

◎会議に付した事件

- | | |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 諸般の報告 |
| 日程第3 | 行政報告 |
| 日程第4 | 一般質問 |
| 日程第5 | 議案第29号 福島町地元企業雇用等促進条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |

日程第7	議案第31号	福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について
日程第8	議案第32号	福島町の字の区域の変更について
日程第9	議案第33号	令和4年度福島町一般会計補正予算（第7号）
日程第10	議案第34号	令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第35号	令和4年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第36号	令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第37号	令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第38号	令和4年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第39号	令和4年度福島町一般会計補正予算（第8号）

◎出席議員（9名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	2番	佐 藤 孝 男		3番	平 沼 昌 平
	4番	木 村 隆		5番	川 村 明 雄
	6番	杉 村 志 朗		7番	藤 山 大
	8番	小 鹿 昭 義			

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
総 務 課 長	小 鹿 一 彦	企 画 課 長	住 吉 英 之
産 業 課 長	福 原 貴 之	産 業 課 参 事	川 合 力 哉
町民課長兼吉岡支所長	村 田 洋 臣	認定こども園福島保育所園長	吉 能 佳 織
福 祉 課 長	小 鹿 浩 二	建 設 課 長	紙 谷 一
福祉センター次長	(石 岡 大 志)	会 計 管 理 者	西 田 啓 晃
教 育 長	小野寺 則 之	事務局長兼給食センター長	石 岡 大 志
農業委員会事務局長	(福 原 貴 之)	選挙管理委員会書記長	(小 鹿 一 彦)
監 査 委 員	本庄屋 誠	監 査 委 員	高 田 重 美
監査委員補助職員	(鍋 谷 浩 行)		

◎職務のため議場に参加した議会事務局職員

議会事務局長	鍋 谷 浩 行	議会事務局議事係長	福 井 理 央
議会事務局議事係	大 山 瑞 稀		

(開会 9時56分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

令和4年度定例会9月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染は、想像を絶する経過を辿り、新たな変異種の続出で未だ終息が難しい状況が続いております。

政府は、経済社会活動との両立に向けて、「療養期間短縮の措置を感染者増でも継続する」など緩和策に苦慮しておりますが、町内の感染状況は8月から増加傾向にあり、今後、インフルエンザの発症時期と重なることから、感染予防の基本となる「三密」をできるだけ避けること、「手洗い・うがい・消毒」の連行を「新生活習慣」と位置づけ、町民に、さらに周知徹底していかなければなりません。

本9月会議は、各会計の決算等を審議する重要な議会でもあります。

決算については、審査特別委員会で審議することになりますが、決算審査に合せて、まちづくり基本条例に規定し、該当する全ての事業を対象とした事務事業評価も示されております。

議会としても、議会基本条例に重要な役割としてチェック機能の強化を規定、事業計画の精度向上、執行の適正化、政策形成過程の情報共有化を図る一環として、議員・議会の評価を示し、総合計画実施計画・新年度予算へ評価意図の反映を目指す大事な検証と位置づけられております。

新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響は、各般にわたり非常に大きく、正常時への回復には相当の時間と財政負担を要するものと推察されますし、長期化するロシアのウクライナ侵攻が誘引となる経済変動による異常な物価上昇も懸念要因となっております。

特に、地方公共団体を取り巻く財政運営環境が、さらに厳しくなることを念頭に、諸計画の推進を慎重に図っていかなければなりません。

議員各位には、諸事情を勘案の上、今議会もまた活発な討議が展開されますことを願っております。

稲穂も色づき秋模様となつてまいりました。朝晩は、徐々に冷えてまいります。出席者各位には、お体ご自愛の上、本会議の議事運営にご協力を頂きますよう、お願い申し上げ開会の挨拶と致します。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（溝部幸基）

ただいまから、令和4年度福島町議会定例会9月会議を開会いたします。

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会9月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会9月会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

今年の夏は、前線等の影響により、大気が不安定な状況が続き、全国各地で局地的な大雨による災害が多発している状況でございます。

当町においても8月11日に大雨となり、土砂災害警戒情報が発令され、床下浸水などの被害が発生しております。

また、8月に入り新型コロナウイルス感染症の第7波が全国的に急速に拡大し、町内においても行政報告の資料にありますように、感染者が急激に増加しております。

町では、自宅療養者に対して緊急対応として、必要な食料品等の提供をおこなっております。専門家によりますと、8月26日以降は感染拡大と減少の分岐点となる実効再生産数が1を下回っており、専門家は9月いっぱい第7波は終息するとしております。

ただ、未だ高止まり傾向にあります。とはいっても、今日あたりの全国の数字を見ますと、大幅に減少している状況にもあるところでございます。

これから冬に向け、インフルエンザとの同時流行も懸念されており、今後も引き続き基本的な感染予防の徹底に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いします。

さて、8月31日に締め切られた、国の令和5年度予算の概算要求は、2年連続で110兆円を超える大規模なものとなっております。

ロシアのウクライナ侵攻を受け、防衛費が過去最大を更新するなど、また、新型コロナウイルスや物価高騰など、足元の経済対策に加え、脱炭素や少子化対策などが盛り込まれてございます。

また、政府は9日に物価・賃金・生活総合対策本部を開催し、低所得者世帯向けに、1世帯あたり5万円の給付金の支給や、地方創生臨時交付金6千億円の枠を創設するなど、物価高騰対策を決定してございます。

町においても、これから年末にかけて令和5年度予算の編成作業を迎えますので、国の状況に注視しながら今後の作業を進めて参りますので、予めご理解をお願いするものでございます。

それでは、本日の案件についてですが、まず、福島町地元企業雇用等促進条例及び、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、また、福島町の区域内に新たに生じた土地の確認ならびに、福島町の字の区域の変更についてとなっております。

さらに、令和4年度の一般会計及び国民健康保険特別会計など各特別会計の補正予算となっております。

なお、一般会計の補正予算の主なものは、まず、歳入におきまして、普通交付税の額が確定したことに伴う増額及び令和3年度決算の確定に伴う繰越金の増額となっております。なお、これらの増額に伴い財政調整基金からの繰入額を大幅に減額したところでございます。

歳出におきましては、繰越金に伴う財政調整基金への積立金及び今年の冬の大雪を受け、町民プールの屋根の改修工事並びに空き家対策支援事業などの増額補正となっております。

そのようなことで、この度の議案に関しましては、条例の一部改正が2件、土地の確認及び字の区域の変更が各1件、また、一般会計及び特別会計補正予算が6件となっております。それと併せて、決算の認定に関する議案が一般会計及び特別会計全般で7件、教育長の選任が1件、教育委員会委員の任命が1件、計19件の議案をお願いするものでございます。

また、報告事項が2件となっております。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とします。

少し長丁場になりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（溝部幸基）

町長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

2番佐藤孝男議員、3番平沼昌平議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和4年度定例会9月会議の開会にあたり、去る9月6日に開催しました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、審議日数については、本日から9月20日までの8日間といたしました。

次に、令和3年度福島町一般会計ほか6会計の決算認定、関連の令和3年度福島町財政健全化判断比率の報告ほか1件につきましては、議長を除く全議員により構成する決算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査していただくことといたしました。

以上のとおり、審議日数も長期に亘るところから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会9月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告もすでに皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査結果の報告を行います。

最初に、5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、7ページをお開きください。

調査した2件について、主な内容を報告いたします。

調査事件1 福島商業高等学校の魅力化について。

このたび、高校の魅力化に向けた取り組みの現状と、青少年交流センターの管理運営に係る条例案等について、資料が示されたことから内容を調査したので報告いたします。

高校魅力化の取り組みの現状と青少年交流センターの管理運営体制等については、一定の理解をしましたが、次の事項について検討願います。

1、生徒確保に向けたPR活動の推進について。

ホームページの開設等により、積極的なPRを行っているとのことではありますが、今後、地元だけで再編成基準の再編基準の10名を確保することが、より一層困難になるのは明白であります。

そのため、高校との連携をさらに強化し、より強力にPR活動を展開する必要があると思慮します。

（1）オープンキャンパス等の推進強化。

オープンキャンパスは生徒が学校の様子を直に感じることができる貴重な場であるため、福島商業高等学校の特色を活かした取り組みを十分理解してもらえるような工夫を検討願います。

また、1年間に複数回開催するなど、さらに積極的な取り組みを検討いただきたいと思います。

（2）地元生徒への対応について。

今後も高校を存続していくためには地元の子供や保護者が福島商業高等学校に入りたい、入らせたいと思わせることが重要であり、町外・道外だけでなく地元の子供達に対しても高校の魅力をしっかりPRしていく必要があると思慮します。

次のページ、8ページの2でございます。

2、教育課程の魅力化について。

今後の各町の人口減少等を含めた地域課題を解決するためには視野を広く持つことが必要であり、本州、道内各地から応募する生徒への魅力化の為に、地域を福島町に限定せず、範囲を渡島西部四町、函館市を含めた道南圏まで広げるなど、生徒達の活動範囲を広げた地域学習についても検討すべきと思慮いたします。

3、青少年交流センターの管理運営について。

提示された条例案等の内容には文言等に修正・検討が必要な点がありますので、慎重に対処願いたいと思います。

次に10ページをお開きください。

調査事件2 学校給食の地元食材活用について。

このたび、前回調査から1年が経過した学校給食の地元食材活用の現状等について資料が示されたことから、その内容を調査したので結果報告いたします。

前回調査に引き続き、地元食材の使用量や取り組み等について把握しましたが、地元食材の安定供給と活用に向けた次の事項をさらに検討いただきたいと思います。

1、関係者会議の定期的な開催について。

資料では、学校給食の地元食材の使用拡大に向けた関係者会議を開催、情報共有が図られたことは評価します。関係者会議は常設として、毎年開催すべきと思慮いたします。

2、学校給食への地元食材活用による農業振興について。

地元食材活用をさらに進めるためには、提示された使用食材の生産現状を的確に把握し、食材活用の可能性を分析・検討することが重要であり、町内農業の実態に即した活用により農業振興への連動が期待されるところと思慮いたします。

3、物価高騰への対応について。

現在、野菜等の食材の価格高騰が続いており、今後、関係予算の不足が危惧されます。

当町は児童生徒の給食費を無償化していることから、適宜補正等を行い、予算に不足が生じることがないように努めていただきたいという風に思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

それでは、12ページをお開きください。

調査した事件について、主な内容を説明いたします。

調査事件4 地場産業開発研究事業の在り方について。

このたび、地場産業開発研究会が解散したことに伴い、町より今後の事業の在り方等について資料が提出されたことから、内容を調査したので報告をいたします。

町が示した取組みと今後の在り方等については、一定の理解をしましたが、次の事項について検討願います。

1、地場産業開発研究事業の体制の見直しについて。

地場産業開発研究会が担っていた各事業については、関係団体へ移行し、継続していくとのことですが、商業高等学校の魅力化推進事業と連動した支援を検討すべきと思慮いたします。

2、支援に関わる人材の育成と相談窓口の設置について。

まちづくり工房や若い事業者が、商品開発に取り組む芽が出ているため、窓口を産業課に設置し、商工関係に特化した人材の育成、関連機関との連携・調整等、精力的に活動している事業者を支援する体制を構築されるよう検討願います。

3、今後の地場産品開発の方向性について。

近年の自然環境等の変化により水揚げ・生産量の減少が続いており、新たな特産品の開発や販売ルートの確立を模索していく必要がある。そのためには関係団体との協議、情報共有を図る支援体制の構築が大事であり、早急に検討願います。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、常任委員会の所管事務調査結果の報告を終わります。

次に、吉岡温泉整備事業に関する調査特別委員会の報告を行います。

2番佐藤孝男吉岡温泉整備事業に関する調査特別委員長。

○2番（佐藤孝男）

それでは、15ページをお開きください。

報告に基づきまして、主な内容を説明いたします。

調査事件 吉岡温泉整備事業に関する調査について。

このたび、実施設計の進捗状況等について資料が提出されたことから、内容を調査したので報告いたします。

次に、16ページです。

町から示された内容については一定の理解をしましたが、次の事項について検討願います。

①実施設計について。

実施設計を行うにあたって、設計業者に施設の現状を把握してもらうとともに、施設の問題点、反省点

などを伝えるうえで、当町の気候や風土に対応した施設となるよう進める必要があると思慮するので検討願います。

なお、吉岡温泉は同地区の避難所の一つでもあることから、実施設計に当たっては災害時の避難等への対応も視野に入れた設計となるよう検討願います。

②木質チップの供給体制について。

1年間に消費する木質チップの製造に必要な木材を町内で安定的に確保できるのか等、懸念される点も多く、実施設計完了までに積算調整されるよう望みます。

次に、17ページです。

③地元木材に活用について。

地元スギをPR出来るよう施設利用者からより見える形で活用方法を検討願います。

(2) 総括意見といたしまして、現吉岡温泉施設は設備等の不具合、頻繁に続く雨漏り等による臨時休館も多く、利用者に不便を強いることとなっているため、スケジュールの見直しも必要と思慮します。

また、実施設計のスケジュールにおいて詳細等が11月下旬でなければ示されないことから、当事件については継続審議といたします。

○議長（溝部幸基）

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

それでは、20ページをお開きください。

9月2日開催の渡島西部広域事務組合議会第2回定例会の結果について、主な内容を報告いたします。

1、定例会の内容は、条例の一部改正や補正予算、また、令和3年度決算認定の審議であります。

2、行政報告は、消防関係で1件の報告がありました。

(1) 大雨等による災害対応について。

8月8日、知内町・木古内町において、また、11日には松前町・福島町において記録的な大雨となり、土砂災害警戒情報が発令され、知内町・木古内町の一部地域、松前町全域に避難指示が出されました。

各町においても、家屋等への浸水被害が発生したことから、各消防署の職員が出動し、災害対応に当たりました。

なお、各町の避難指示は翌日に解除され、人的被害はありませんでした。

次に、21ページ。

3、審議した議案の内容について、説明いたします。

議案第1号は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。

国家公務員において、改正された措置との権衡を踏まえることが求められているため、改正いたします。

議案第2号、積立金の処分の方針の議決変更についてです。

基金取崩額が684万円を追加し、5,050万円以内と変更しました。

議案第3号は、令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度決算に伴う繰越金や衛生センター空調設備改修工事費の追加など、6,239万5千円を追加し、総額を19億8,879万2千円といたしました。

認定第1号は、令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入決算額が15億3,289万6,830円に対し、歳出決算が15億1,287万3,040円、差引き2,002万3,790円を翌年度に繰り越すことで決算を認定いたしました。

詳しい内容については、議会事務局に議案・関係資料を保管してありますので、ご参照願います。

よろしく願いいたします。

以上で、終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和4年度福島町議会定例会9月会議の開催にあたり、定例会7月第2回会議以降の行政報告を申し上げます。

まず、1点目として、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種の状況について。

町内の新型コロナウイルス感染症の感染状況については、令和3年8月に初めて感染者が発生して以来、令和4年7月まで総数36人、月平均3人程度で推移してきましたが、全国的な第7波の急激な拡大を受け、町内においても8月に入り感染者数が71人と急増しており8月末までの累計で、これまで町内では107人の方が感染しております。しかし、その後の推移は落ち着きつつある状況にあります。

なお、昨日現在では総数が141人となってございますので、期日がありませんけど報告させていただきます。

また、ワクチン接種の状況については、8月29日現在、第1回目までの接種率が87.21パーセント、第2回目が86.97パーセント、第3回目が80.37パーセント、60歳以上の第4回目が70.82パーセントとなっております。

2点目の、大雨に係る避難所開設と国道通行止めなどについて。

8月に入り東北北部から道南に降り続いていた大雨は、11日の夕方から当町にも影響を及ぼし、午後7時05分、塩釜地区から岩部地区において倒木などにより電線が断線し停電となりました。

その後も雨は降り続け、午後9時05分、福島町に土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い、役場、吉岡支所、福祉センターに自主避難所を開設しました。避難した方々は、役場が、松前町からの人も含めまして4世帯10名、支所が2世帯2名、計12名の方々が避難いたしました。

停電した塩釜地区及び岩部地区では、地上波テレビが見られない状況となりましたが、翌日には復旧しております。

なお、この度の被害状況については、床下浸水が2棟と、各地区の沢水が道路に溢れるなどしましたが、大きな被害は報告されておられません。なお、翌12日午前7時半には全避難所解除となっております。

また、この大雨の影響により国道228号線、松浦から白神間が土砂流出により、11日午後9時過ぎに通行止めとなり路線バスや通勤者に影響が出ましたが、こちらも懸命な復旧作業により、翌12日午後2時に全面開通いたしました。

幸い大きな被害に至りませんでしたが、応急的に小河川などに堆積した土砂等の除去に係る経費を既存の予算で対応しておりますが、不足する予算を本議会に計上しております。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

（1）総務課の所管事項について。

令和4年度の普通交付税の交付額が7月26日付けで確定し、関連予算を本議会に計上しておりますので、内容についてご報告いたします。

交付額は、19億152万7千円で、前年度当初決定額との比較では、3,040万6千円の増、また、本年度当初予算額との比較では1億5,725万6千円の増となっております。

臨時財政対策債につきましては、当初予算と比較して561万円減の、2,439万円となっております。また、一般会計に係る前年度からの繰越金も補正計上しておりますが、地方財政法第7条の規定に基づき、実質収支の2分の1を下らない金額の5千万円を財政調整基金に積み立てることとしております。

（2）企画課の所管事項について。

7月26日に、青森県中泊町及び外ヶ浜町を表敬訪問し、第2青函トンネル構想実現に向け共同した活動に取り組むことができるよう、共通認識を深めるとともに、地域間の交流を含めた連携等について意見交換を行ってまいりました。

濱館中泊町長及び山崎外ヶ浜町長には、第2青函トンネルの必要性については理解をいただいたところであります。

両町長からは、新幹線整備にあたっての青森県側のこれまでの経過や津軽半島地域の現状等について発言がなされるなど、地域における課題もありますが、第2青函トンネル構想の実現に向けては青森県側

の市町村との連携が不可欠なことであることから、今後も情報共有に努めることについて確認したところであります。

両町とは、第2青函トンネル構想の実現に向けた連携のみならず、地域間の交流についても取り組むことができるよう、引き続き調整を図ってまいります。

(3) 産業課の所管事項について。

①やるべ福島イカまつりについて。

8月13日に海峡横綱ビーチにおいて、観光協会主催の「やるべ福島イカまつり」が3年ぶりに開催されました。

当日は、新型コロナウイルス感染症対策を講じての開催となりましたが、多くの帰省客に会場にいらしたき、故郷を満喫していただく機会となりました。

また、福島町元気プロジェクトの一環として実施した花火大会は、過去最大の約2,300発の花火が打ちあがり、コロナ禍にあつて町民をはじめ故郷に帰省されている多くの皆様に、元気と感動を与えることができ、ひと時ではありますが心の癒しを感じていただいたものと感じております。

②千軒そばの花観賞会について。

千軒そばの花観賞会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3年連続の中止となりましたが、新型コロナウイルスの早期終息と五穀豊穰を願い、8月28日に千軒そば畑において、関係者のみによる「千軒そば豊作祈願祭」が開催され、松前神楽が奏上されました。

当日は、無観客での開催となりましたが、例年同様、マスコミなど多くの報道陣が取材に訪れ、道内はもとより全国へ福島町の自然と歴史文化の素晴らしさを発信することができました。

町の主な主催事業及び行事等については、別に記載してございます。

また、福島町の8月末現在の新型コロナウイルス感染状況などを、参考資料として行政報告に添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上で、町長部局の行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和4年度福島町議会定例会9月会議の開催にあたり、定例会7月第2回会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、学校教育について。

(1) 令和4年度全国中学校体育大会・第52回全国中学校相撲選手権大会について。

8月20日、21日、福島町総合体育館で「咲かせよう君の花 北の大地とみちのくで」をスローガンに19年振りとなる全国大会が開催されました。

全国約280名の選手が熱戦を繰り広げ、福島中学校からは生徒2名が出場しました。福島中学校は、団体戦で1名少ない状況ながら闘志あふれる相撲を見せ、予選で2勝をあげて決勝トーナメントに進出しました。

また、個人戦でも吉田飛竜さんが、決勝トーナメントまで勝ち進むなど、地元中学生の健闘が輝いた大会となりました。

新型コロナウイルス感染症防止のため無観客での開催となり、町民の皆さまにご覧いただけなかったのが非常に残念ではありますが、町内外の多くの企業や関係者の皆様から、ご支援ご協力を頂きましたことに深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

2、社会教育、青少年の育成について。

(1) 青年教育について。

今年度より民法改正に伴い成人年齢が18歳となりましたが、当町では「二十歳を祝う会」として8月13日に式典を開催いたしました。

参加者に事前に抗原検査キットを配布するなど、新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながら、19名の新成人が出席し、町長、議長並びに議員各位など、来賓やご家族の皆様に祝福を受けました。

また、実行委員会主催の成人祭も当日開催され、大人としての新たな出発を誓い合っていました。

以上で、令和4年度定例会7月会議以降の教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第4 一般質問を行います。

一般質問は、4名の議員から4項目提出されておりますので、通告順に従い、進めてまいります。

最初に、8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

質問事項、鳥獣駆除に対する今後の対応について、町長に質問します。

昨年の9月定例会に「福島町の有害鳥獣駆除対策について」として一般質問をさせていただきました。

白符地区でのヒグマによる痛ましい事故から一年が過ぎ、その間、松前白神地区に於いても人的被害が発生し、更に、冬の記録的な大雪のせいもあり、鹿等による樹木、畑作等の被害も町内全体に拡大しております。

鳥獣駆除に対する今後の対応について伺います。

①渡島振興局、松前警察署、猟友会等関連機関との鳥獣駆除対策取り組みの状況を伺います。

②猟友会の方々に対する人的支援体制と物的支援体制について。

（ア）人的支援体制強化の具体的な内容を伺います。

（イ）物的支援の現状は、活動費として月額5千円ほど支給されており、後は駆除数による出来高払いと伺っており、車での見回りや銃の弾等の経費については自己負担と聞いています。

物価高騰、頻発する発生状況から物的支援強化を考慮すべきと思いますが、いかがでしょうか。

③駆除後の処理施設に対する考えについて。

町長は西部4町で対応をお考えのようであったが、その後の協議内容がどの様になっているのか伺います。

私は、被害状況、支援体制等の差異もあり、4町での調整には相当時間がかかることが想定されるので、当町単独の施設整備を早急にすべきと考えるが、如何か伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員のご質問にお答えいたします。

町では、昨年の痛ましい事故を受けて、ハンターの方々と連携し、ヒグマが頻繁に出没する場所に電気牧柵や箱わなを設置するなど、対策を強化しております。

まず1点目の、関係機関等との鳥獣対策の取り組み状況についてですが、今年7月に松前警察署において、ヒグマ対策に関する会議が福島町・松前町及び松前警察署の担当者が出席して開催されております。

会議では、ヒグマ等の被害に迅速な対応ができるよう情報共有や役割分担の仕組みづくりを協議し、その協議において、住民の生命を守るためのパトロールやハンター要請、防災無線での注意喚起などの役割を明確にした上で、相互の連携を図りながら対応しております。

また、渡島総合振興局及び猟友会とは、鳥獣被害の防止対策に係る指導を仰ぐなど、日頃から連携を図っております。

2点目の、猟友会の方々に対する人的支援体制と物的支援体制についてですが、人的支援体制では、令和3年度において福島町狩猟免許等取得助成制度を活用し、ハンター1名が新たに加わり、3名から4名体制に強化が図られ、ヒグマ出没時における巡視活動の回数増加に繋がっております。

次に物的支援の強化については、平成27年度から銃弾の購入費相当額として、月額5千円を支出しております。また、車両による巡視については、出動時間数に対し活動報酬金を支出しております。

3点目の、駆除後の処理施設に対する考え方については、令和3年度から広域的な処理施設の建設に向けて、渡島西部4町有害鳥獣担当課長会議で計4回にわたり協議してまいりましたが、それぞれの町の

状況に違いもあり、広域での処理施設建設に相当時間を要することから、8月22日に開催された渡島西部広域事務組合参与幹事会議において、私の方から福島町単独で事業実施すること、また、実施にあたり広域事務組合敷地内の用地使用の許可について、了承をいただいたところであります。

なお、処理施設における将来的な運営については、広域的に管理する可能性も視野に入れ、引き続き構成4町と協議してまいります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時42分）

（再開 10時55分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

今年7月・8月に町内で2回熊が目撃されています。危険でパトロールしているとのことですが、何人で月何回くらいパトロールしているのかお聞きしたいです。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

細かい所については課長の方からちょっとお答えさせていただきますけども、先程言いましたとおり、今ハンターさんが3名から4名体制と。

ただ、やはり経験値もありますので、なかなかベテランと取ったばかりであれば、なかなか回数も違いますので、今は主には熟練している道下さんと佐藤さんが中心になって、たぶんされているのかな。

ただやはり、佐藤さんなんかも仕事がありますので、じゃあ全体的にできるかとなるとなかなかきつような状況もありますので。

今年は例えば、三岳の辺りでパチンコ屋さんの裏辺りでもよく熊が出たりしていますので、そういったものについてはある程度箱わなをかけたり、そういったもので駆除しているのもありますので、ただ、なかなかやはり熊もですね、やはり慣れてくるという言い方がいいかどうか、学習するといいますか、やはりなかなか追っかけこの状態でのいるのも事実であります。

ただ我々はですね、やはり出たそういう状況の所にはしっかりハンターさんに朝晩パトロールしていただく、そしてまた必要であれば箱わなを掛けるとか、そういった対処は逐次させていただいているところであります。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

何人で何回という部分になりますけど、町長いま申し上げたとおりなんですけど、熊のパトロールは3名でおこなっておりまして、毎日朝夕やっております。

それで、町長もおっしゃったとおり、仕事を持っている方というか勤務している方もおりますので、主に道下さんが中心となってやっておりますが、他の2名の方についても地区分けするなどとして対応してございます。

それで7月8月という部分に限らず、出没情報が聞かれる声が情報寄せられれば、その都度ハンターさんには出て行ってもらっていますので、都度対応してございます。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

昨年8月オホーツクの津別町の畑で2人、今年7月松前白神で2人が熊に襲われています。

町内で熊が目撃された場合、どう対応・退治するのかお聞きします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

質問がちょっと、よく噛み砕けていないんですけども、確かに松前町で去年は白神ですよね。あそこの所はかなり民家の近い所の畑ということで。

昨年、福島の方はどちらかというと少し民家から離れた所の畑という形で被害ありました。我々としては、やはりそういった被害を町内から出さないようにパトロールはしているつもりでございますし、また色んな機会を通じて注意喚起、やはりいくら町内をハンターさんなり色んな形、箱罾を掛けてもやはり限界があります。そういったなかで、やはり注意喚起して自分の命は自分で守る。災害と一緒にございすけども、まず基本はそういったことを、当然、山に入る時は音の出るものだったり色んな工夫をして入らなければ、何時、熊と遭遇するかは分からない状況。これだけ何て言いますかね、熊なり鹿が頭数が今増えている状況にありますのでね、そういったことを考えると、まずは一義として自分でまずそういった所に入る時は充分注意をする。

ただ、そうは言っても、普段行っている畑の所に現れたりしますので、そこのところについては、やはり町としても熊と遭遇した時は、どういうことの行動を起こすかということの注意喚起を広報なりそういったPRのものを配るなりして、やって行く必要があるんだと思っていますので、我々としてはまずは、今最善の策としては、なるべくそのハンターさんにある程度、定期的にきちっと回っていただくことによって、熊が町の方に下りてこないような状況を作ることが第一かなと。

そして、ある程度姿が見える、頻繁に見えるようであれば箱罾で捕獲するというのが2番目かなという気がしていますので、まずは一義として、やはり町民の人方にしっかり熊と会うような場所には行かないとか、その情報を常に発信することによって注意喚起にはなるんじゃないのかなという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩します。

（休憩 11時00分）

（再開 11時01分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

議員の質問は事故が起きた場合という想定でよろしいでしょうか。

（「はい。という声あり」）

その場合は、昨年も同じような福島町で事故もありますし、まずは警察との連携を図って現場確認をしながら、ハンターさんには巡回、歩いてもらって、熊の経路だとかそういう部分を山の中探ってもらって、駆除に向けた動きを行ってもらっています。

あとは、出没がまだ確認されるのであれば、当然、町長おっしゃったとおり箱罾の設置も積極的にはやっていると状況にあります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

物的支援ですが、物価の高騰もあり、月5千円の支給をもう一度考慮したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

いま大変物価高騰で色んな形で経費が増えているという状況は、我々も承知をしてございます。

ただ、私就任して、平成27年ですか、大幅に従来の金額に対して、やはり町として対価としてどうなんでしょうということで大幅に上げさせていただいて、今5千円を支給するようにもなりましたし、それで去年の実際の予算を、あとで決算のなかで見ていただければ分かると思うんですけども、令和2年度の決算が大体400万円ぐらい色んな形で活動費含めて、この方々に支払われている金額になります。

今年はまだ令和3年度でいくと690万円ぐらい払っておりますので、我々としては今、特にですね、不足しているという状況ではないのではないのかなと。ただやはり、先程言いましたとおり仕事を持ちながらやっている方もいらっしゃいますので、そういった身体的な負担とか、そういうことはやはり相当かかっているのかなという気はしていますけども、我々としてはですね、自分就任して以来、なるべく、それを生業としてれば別ですけども、ある程度仕事を持ちながらやって行くなかで、私はその人をお願いをしてやって、ハンターさんにですね、やっていただく以上は、我々としてはきっちりその対価なりそれに見合うようなものが払うという姿勢のなかで、我々これまで議会の方をお願いをして予算も取らせていただいておりますし、令和3年度、令和4年度含めて予算としては充分持っていますし、足りなければきっちり議会をお願いをして補正もさせていただいておりますので、我々としては今の段階では、それを更に見直すという考えは今のところは持っていない状況でございます。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

処理施設を町単独で事業実施するということは、早く作業が進むと思いますので私は賛成です。

以上で質問を終わります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

処理施設については従来から申し上げましているとおおり、町としては出来れば単独でやりたいという事のお話をさせていただきました。

ただ、広域4町の首長の方から、我々も少し仲間に入れてくれないかということで、その協議をちょっと重ねてきましたけども、やはり、その4町の立場、立場、要するに熊の状況、鹿の状況がそれぞれ違いがありますので、なかなかそれを調整するのは難しいのかなと。

あともう1つは、やはり広域の議会を今度そういう新たな作業を、何て言いますかね、位置付けるということになると、やはり段階を踏んで行かなきゃならないものもありますので、先行して町の方でやらせてくださいという3町の首長さんの了解もいただきましたので、我々としては、これからまた総合計画のローリングも含めて、来年度予算で実施できる方向で今予算検討していますし、また、補助金の方もいただけるような形で、今我々としては来年度しっかり対応できるようにしていきたいなど。

ただやはり、3町からお願いされているのは、単町で作っても、例えば松前の物も受入れるようなことをしてくれという話もきていますので、そこは閉ざすことなく、当然経費を多少いただきますけども、やっていく。それが最終的には、広域で4町で運営する形にまたなっていくのかなと思いますので、そこは継続してしっかり協議をして行きたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

次に、3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

当町の移住・定住に対する取り組み方と今後の施策について、町長、教育長に質問させていただきます。

先月23日の北海道新聞地方版に2022年1月1日時点の道南全18市町村の人口推移表が掲載されました。この時点で当町の人口減少率が4.05パーセントと示されているが、この数値をどの様に捉えているのかお伺いしたいと思います。

また、定住や移住に関しては当町は積極的に受け入れる体制が成されているのか。あるいは、施策は社会情勢等を勘案して都度検討されているのかお伺いしたいと思います。

更に、都会から田舎への移住のタイプは大きく4つに分けられるとされております。

1点目は、定年退職後を田舎でのんびり暮らそうという比較的単純明快なタイプ。

2点目は、農林業や漁業など都市にはない田舎での生きる技に価値を見出し、それを生活の糧にすることによって自らの人生を大きく変えようとするタイプ。

3点目は、既に身に付けている技やスキルを持ち込んで、そこになかった分野の仕事で生きようというタイプ。例えば、良い土を求めて定住する陶芸家やパソコンを駆使して遠くのビジネスを受注したりするなどであります。

最後は、大都市などで子育て環境の不自由さを感じ子育ての困難さが昨今クローズアップされる中、望ましい子育ての環境を求めて移住するもの。先般、厚沢部町で体験的に実施した例も有ります。

また、シングルマザーの方々が興味を示されているとも聞いております。

このように田舎の自治体は単純に経済的数値で都市に対抗は出来ないと感じるが、人が支え合うという社会的価値をしっかりと育てる事によってこそ地域の価値を高める事が出来ると町長・教育長も感じて居られると思いますが、当町としてこれらのタイプに対してどのような対応をされるのか、それぞれに合わせてお考えを伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、当町の人口減少率をどのように捉えているかについてですが、日本全体が人口減少する中であって、地方における人口減少はもとより国全体での少子化対策が急務と考えているところでもあります。

とりわけ当町は渡島檜山管内でも2番目に高い減少率となっておりますが、令和2年度に策定した第2期福島町人口ビジョン・総合戦略では、この人口減少を如何に鈍化させることで、一定の人口規模を維持することを目標に取り組みを進めています。

持続可能なまちづくりには、人口減少対策は最も重要な課題であり、このまま人口減少が続くと地域の活力の低下に直結し、当町の社会経済活動や町の存続にもかかわる深刻な問題と捉えております。

2点目の、定住・移住の受入体制・施策についてですが、これまで当町は、「ふるさと暮らし応援条例」、「高校生までの医療費の無料化」、「国に先駆けての保育料の無料化及び給食費の無料化」などの、若者、子育て世帯を中心とした定住・移住につながる施策を実施してきたところであります。

また、昨年度から定住基盤を更に加速させるため、定住向け町有住宅の整備をはじめ、子育て世帯定住促進住宅の整備に向け計画的に施策を進めており、今後も少子高齢化に対応するため若者・子育て世帯を中心に定住・移住対策を推進してまいりたいと考えております。

3点目の、田舎へ移住するタイプへの対応についてですが、ご質問のとおり田舎へ移住しようとする方は様々な目的をもって移住している状況にあります。

個別の目的に全て適うような対応は困難であります。既存の施策の中で出来るだけ移住希望者に寄り添った対応を図ってまいりたいと考えております。

また、移住のキーワードとなるものは、人のつながりが大切だと言われており、「人が人を呼び込む」、「地元でそのように人を育てる」、さらには、「地元になればよそ者を呼び込む視点」が重要と考えております。

現在、進めている青少年交流センターがその1つのきっかけになることを期待しており、青少年交流センターでの人材育成やワーケーションなどの取り組みを加速してまいりたいと考えているところであります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

町長の答弁にもございましたが、渡島檜山管内で2番目に人口減少率が高かったことを非常に憂慮しております。

人口の減少率を少しでも鈍化させ持続可能な町となるためには、子どもを産み育てる若者世代に、福島町へ残ってもらうことが最優先課題となります。

特に福島商業高校は、福島町にとってなくてはならない教育機関であり、毎年地域を担う人材を輩出してきました。今後とも福島商業高校の魅力化を推進し、将来にわたってふるさと福島町に愛着を持ち、福島町を支える人材の育成に取り組んでまいります。

また、生徒の全国募集により毎年町外から8名程度の入学生を目標に、3年間の充実した高校生活を送ってもらうとともに、次代の担い手として何人かでも福島町に定住し、または第2の故郷として将来的にも関わりを持つような取り組みを進めてまいります。

今年度建設しております青少年交流センターを活用し、就業体験や移住体験、ワーケーション等により、町外の多くの人に利用してもらうことで、交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えています。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

ご答弁いただきました。

町長、先ず私この移住に関しては結構やっているんですね。この間、令和元年の9月にも移住・定住に関して、私、町長に対して質問しております。

それからじゃあ4年後にどういう風になっているのかというと、定住・移住に関して、U I Jの何て言うんですか、新規事業で北海道がやっている東京圏からやっているというものに関しては全く進展性がないという状況が見られております。まずその点について、どういう努力をされているのかお伺いしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

以前、質問受けたなかで色々と縷々答えさせていただきましたけども、私就任以来ですね、どちらかというと若い人達の定住にターゲット、まず居る方々に長く住んでもらおうという政策を中心に、多分やってきたんではないのかなという気がしています。

当然、先程言いました保育料の無料化だったり、医療費の無料化、それも含めてやらせていただきました。若干ですね、じゃあ移住してくる方に対して政策を展開したかということ、そこのところはまだまだ行ききれていないのではないのかなという気が自分の中ではしてございます。

ただ、我々ですね、今、人口問題の中で当町の独特な何て言いますかね、これまでの経緯が若干ほかの町から比べると、人口減少に繋がっている理由の1つではないのかなということで、いま自分なりに分析をさせていただいているところであります。

福島町は長らく青函トンネル工事の基地局ということで、福島町の住民の方が青函トンネルに相当従事してきた経緯があります。それがトンネル工事終了とともに、全国の今、新幹線だったり高速道路、今ほぼほぼ北海道の方の新幹線の方に来てございます。そういった経緯のなかで若い方々が全国で働いて、昔は極端にいくとお盆と正月ぐらいしか帰って来れないのが、最近は大体月1か週末ひどい時は福島から北海道であれば毎週のように帰ってくるような状況。

そういったなかで、高校の魅力化もこれから大事ではないのかなというのは、やはり高校進学する時に函館に子どもが出るという時に、やはり、全道・全国に散らばっている方々が福島に帰るより函館でいいんじゃないかという考えの方々が私色んな若い人と話をすると結構そういう方がいます。

そういったとこで、高校に下宿させるより北斗・函館に家を借りる、家を建てる、そうすると一家4人、3人、5人と転居する形になりますので、どちらかというと、うちは自然減少は当然高齢化ですから、70人亡くなって、15人産まれて、その差は必ず毎年出るんですけども、木古内さんとちょっと比べて見るとですね、そこのところの社会現象が極端に多いんですね。そこをちょっと分析してみたら、やはりそういったその子どもさんと共に転居される方が結構なデータとしてあるのかなという風な感じをしてございます。

それで我々は、極力3人目産まれたら100万という形をしていますけども、やはり、そういった方々のなかでそういう給付を貰って函館へ転居するとか、そういう方もいらっしゃると思いますので、そういったこ

との事例を見ながら、やはりそこが少し他の町と少し違った点としてあるのかなという感じで捉えていますので、ただ、そういう嘆きばかり言ってもしょうがありませんので、我々としては今なるべくですね、高校も魅力化をしながら全国から募集をする、そして、地元の子供達がより多く高校に上がっていただくということを今目指しておりますので、そのところを先程回答もありましたとおり、少し期待をしているところであります。

あともう1つはやはり、旅から移住していただくということになると、やはり議員おっしゃるとおり色々な形で多分来る方々、色々なテレビを私よくテレビの話をさせていただきます。そういうのを見るとですね、やはりその町を何らかの形で好きになったとか、訪れてその町の魅力を好きになった、その所の人を好きになったという形が多分一義としてあるんだと思うんですね。

そのなかで、じゃあ自分が都会からここに移ってきて生活が出来るのかとか、色々な、リタイアした人であればその辺また考えながらゆったり暮らせるかなという話になるんだと思いますので、まずはやはり我々としては福島県魅力を発信することが移住・定住に繋がっていくんだなということを最近少し思っております、そのところで我々としては千軒のそばだったり、例えば今やっている青の洞窟だったり、少し全国的にも福島町というものに目を向けていただく、来ていただくということが少し発信できはじめているのかなと。

それをもう少し力強くしていったなかで、福島を訪れた方々が、ここで住んでみたいという形に私はなるんじゃないのかな。どうしてもやはり若い人でありましたと、当然、生活が成り立たないところには移住しませんので、まずそういったものを我々が即出来るかとなると、いま候補としては養殖昆布の後継者の形をですね、いま人手不足の所もありますので、そういったのをある程度備えさせて、仕事としてやってくとかね、そういったことが出来るんだと思いますけども、そういったのも含めて、これから少し、定住については制度としてはしっかり私は今住宅も含めてやっているつもりでありますので、少しその移住に向けた取組みを少しこれから6次計画とか色々な総合計画の新たな中で、是非そういったものに少し予算なり力を注げればなという考えを持っているところであります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

長い答弁ありがとうございました。

確かに町長おっしゃるように、福島町は今この定住促進住宅はじめ、子供達にもかなり手厚く、それでいつでもその年代の子供達が当町に来た場合は、住みやすい環境づくりというのは、もう構築されてきていると思います。高校もそうです。

だけれどもですね、果たしてそれが外部に町外に知れ渡っているかという決めて私は知れ渡っているような気はいたしません。

唯一の方法としては、先程言ったような北海道を通じて首都圏からとか、そういうようなことを何年やっても成果の出ないものにですね、いつまでも予算つけて決算ではプラマイゼロ、ゼロというか何も執行されない状況のなかで、ずっと推移したことに問題視していないこと自体が私はちょっと考えていかなきゃなんないんじゃないかなと。

中の器づくりはしたけれども、他のものは勝手に入ってくるなんていう勘違いをしているように、今の町長の答弁ではないですけども、そういう風には聞き取れませんでしたけれども、他から勝手に入ってくるものでもないし、やはり他から来るんじゃなくて1回見てもらうとか、1回体験してもらうとか、1回地域の方と話してもらうとか、その地域の空気、それから環境、そういうものを実感してもらうというようなことは、やはり実際に自ら汗を流して迎えるというようなこと、それから仕事も一緒に探す。そういうような今このどんどん社会情勢が変わっているなかで、何かしら福島町も器はある程度、ほかの町にないくらい私は整備してきていると思います。それで出来上がると思います。じゃあこれからどうするんだと。本当に作ったはいいいけど誰も来なかった、誰も住めなかった、挙句の果てに地元には誰も残らなかったというような事にならないように、私はこれから考えていかなきゃなんないと思います。

教育長にお伺いします。

教育長、全国募集をかけているということで、先般の函館新聞さんとかそういうのを見ますと、結構、全国ポイントポイントで来ておりますけれども、どういう募集の出し方をされて、こういう風に来たのか。

あと、今後どういう風な方向で広めて行くのか、お聞きしたいなと思います。

それで、教育長、第2の故郷づくりという風に書いておりますけども、その故郷づくりというそのもののポイントというのはどの辺におさえて考えておられるのか、お聞きしたいなと思います。

あと、高校も事業の魅力化のなかで農業・林業・漁業、それから地元企業の方々の福島町を構成している事業の業種の魅力化というものをですね、高校にあっては高校の、中学校にあっては中学校の、小学校にあっては小学校のそれぞれの教育の仕方というものがあるでしょうけども、まず直近的に定住・移住に直結するという状況のなかで、どう考えて、高校生の場合はですね、いるのかお聞かせ願いたいと思います。

今、北海道として例えば福島町、町外から出て行って、函館市が福島町の子ども達をそこで塞き止めていられるかという、その状況では函館市は今はないと思います。それだけ函館市も人口流出しておりますから、函館市はもうそういう能力はないと私は思います。じゃあ札幌はどうなんだろうかと、これだけ交通機関が発達して情報網になっている状況のなかであって、今の子供達が札幌で自分の身を移住・定住、また働く場所を求めることが出来る状況になっているのか。そこら辺は東京と大した変わらないんじゃないのかという風な感覚を私持っているんですけども、そのなかであって、その定住・移住というものに対して福島町外から出た時に函館の社会情勢をどう分析しているのか、札幌の社会情勢をどう分析して子供達が生活するようなどこまでやっているのかというのは調べておるのか、おらないのか、ちょっとはつきりしませんけども、当然、定住・移住に関して調べるということになると、そこら辺まで踏み込んだものの考え方をしていかなきゃなんない。と同時に残った故郷づくりというものを、他から来る人に対しての第2の故郷づくりのポイントもどう対応していくのか、お聞かせ願いたいなと思います。

町長に関しては先程も言いましたとおり、その外部に対して社会情勢を見ながらどう対応していくのか、伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

外に向かって情報発信するかだという事だと思います。我々先程言いましたとおり、これまではどちらかという内向きと言いますか、今いる方々に対して少し制度を手厚くさせていただいた。

これから、それが最終的に外から来る方々に対しても制度としては活きるわけありますので、そのところを少しPRしていかなきゃないのかなと。

やはり、先程も言いましたとおり、やはりその土地を好きにならなければ、その町の人を好きにならないと多分来ないんだと思うんですね。私ある人から今ちょっと相談を受けているのはですね、福島に大変福島を気に入って来たいんですけども、どうしたらいいでしょうかという話をちょっと振られてですね、今ちょっと自分なりに少し手を染めようかなと思っていますけども、やはりそういったところ、例えば今言いました器の話をしましたけども、制度的な器はうち今あるんですけども、どうしても移住を受け入れる器がないのかなと。例えば空き家を1つ取っても、例えば三岳の方でも空き家に住んでいる札幌の外国人がいらっしゃるんですけど、あんまり私見たことはないんですけども、なんかそういう方もですね、やはり何かこの福島が良くて、たぶん伝手もあって来たのか、そういった1年ではありませんけども、例えば福島に来て少し畑をすとか、そういったことをされる方がありますので、やはりその受け皿になるものをもう少し我々として整備をする必要があるのかなと。

例えば今新しい住宅を建てて行って、例えば古い住宅が空いている、そういった所のまた活用というものもあるんだと思いますし、また、今コロナになって働き方改革も大分進んでテレワークだとか色んな形で、必ずしも此処で仕事をしなくても東京の方で仕事しながら此処に住むということが出来るんだと思っています。つい日曜日も、議員の質問のなかにもありました厚沢部の渋谷町長とちょっと一緒に色んな話をさせていただきました。

厚沢部もですね、当初考えたよりも本当に反響が凄かったという。ただやはり、それはそれでまた悩みもあるようで、やはり保育所を受けるにしてもその保育所体制がじゃあしっかりしているかという、なかなか保母さんの確保が大変だとか、今はもう断っている状況だという形で、やはり体制をある程度整理して、そういったものを進めて行かないとハレーション起こす可能性があるのかなと。

ただ、やはり、その一番の話をして良かったのは、やはり子供達がですね、まずその厚沢部の自然、都

会でない遊びが出来るということと、仲間と一緒に広い所で遊べるのがまず子供の心が厚沢部をキャッチしたと。それで親が帰れなくなっているという状況で、何か延長してくださいというところが大変多いんですけど、なかなかそれを全部じゃあ受け入れるかという、そこも出来ないんだという悩みをちょっと話して、いつもご指導いただいているんですけども、そういったことも含めて我々としてはこれからコロナ禍を見据えて、今までとはまた違った視点で捉えながら情報発信して行く必要があるのかなと。

また、先程も言いましたとおり、これまで福島何があるんだとか、何が魅力なの？と言った時に、なかなか口に出して言えなかった時代が僕も含めてあったんじゃないのかな。

それが今少しずつ食だったり歴史だったり自然だったり、ある程度全国に売って出れるような素材が今揃えつつあるのかなと。まだ磨きが足りませんが、そこをしっかりと我々が磨いて行って、それを発信して行けば、やはり福島を好きになる方が移住を考えてくれるんじゃないのかなという風に思っていますので、是非私は今、千軒、岩部を含めて、そういったことのまずは取っ掛かりを少し磨いて行って、その延長線のなかに移住というものを捉まいて行きたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

まず、第2の故郷づくりのポイントについてなんですけれども、すみません、その前に全国募集をどのような形でやっているのかというご質問だったと思うんですけども、まず1つは、地域みらい留学というのに学校説明会というのに参加しておりまして、6月7月8月9月と毎月2日間、初旬の土曜・日曜日をを使って2日間学校説明会を開催して個別の相談とかを受けております。

先だって9月3日に開催したオープンキャンパスには、東京から3名、熊本から1名、神奈川から1名、札幌から2名ということで、この地域みらい留学経由で来ていただいた方が6名で、北海道新聞に函館版と札幌版に広告打ったんですけれども、あれで1名見て来ていただいております。

そういう方々がですね、例えば奥尻さんに聞くと、オープンキャンパスに来てくれると大体8割くらい入ってくれるという風な情報を得ておりまして、5名程度なんとか入っていただければという風に思っております。

移住・定住という観点から言うと高校生なんですけれども、3年間ではありますけれども5人町外から移住・定住、住所移してもらいたいと思っているんですけども、来るってことは今までにないことなんじゃないのかなという風な思いでもおりますし、そういった意味で福島にそういう都会から来るということは、覚悟を持って福島にやってくるんですね。自分の今までの環境とか、勉強とか、家族とか、色んなことを抱えているんでしょうけども、福島で新たな3年間を送りたいということで覚悟を持って来てくれるんで、そういう子供を我々は大事にして、将来的に5年間、5年毎とか10年毎に同窓会を毎年開催するとかですね、あと、メールとかホームページとか、そういう風なやり取りで関係を持って行って、将来的には付き合いのある関係人口として福島町を支援してもらいたいという風な思いであります。

先だっの総務教育常任委員会にも報告させていただいたんですけど、この5年間で福島商業高校を卒業して23パーセントが福島町内に就職しております。それで、その23パーセントも合わせた80パーセントが渡島檜山管内に就職しています。

福島商業高校を卒業すると、8割の子供が渡島檜山管内で地域の担い手として活躍しているのだと思っております。2割はちょっと渡島檜山から逆に言うに出て行ってしまおうという風な分析をしておりまして、とはいえ、やはり我々今おこなっている地域課題探求といいますか、福島のことをきちんと、福島の課題とかを知って、どうしようという気持ちを育てて行くということを今取り組んでおりまして、皆さん御覧になったでしょうか。福島中学校の1年生が全戸配布しましたけども、ああいうアンケートなんかも今までない取り組みだと思っていますし、高校生も商品開発したり、福島の産物を商品開発したいんだっていうこととか、今、色んな芽が出て来ているところだと思っていますので、そういう取り組みを通して福島町に愛着を持ってもらって、大人になっても関係性を保って、関係人口として少しでも人口の減少を鈍化させていければいいのかなという風なことで今取り組んでいるところでございます。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

教育長、高校生いま福島で生活することに対して、今まででないこととか、生活を此処に福島町に来るのに覚悟を持ってくるとかっていうのは、そんな大袈裟なものでないような気がするんですよ。

もう高校生になれば、親の元から離れて、早い人はもう下宿するなり、自炊するなり、それなりの覚悟を持って学力を得るために来るわけですから、ただ、あんまり何もかにも大事に大事にして、反対におかしくなってしまうような気もしないでもないんです。

また、町長もそうですけども、教育長も高校のこの今のこの高校生が来るっていうものに対して、何かこう、私は高校生は高校生で、一応教育長には質問いたしましたけども、定住・移住というものに対してとはまた別なものだという感じしているんです。ですから、今確かに福島町としては、その高校生を受け入れるための寮作りなり何なりをしておりますけども、それが定住・移住の今キーワードになるようなものにははいけないと。高校生は高校生として、また、宿泊施設に関してはまた別ですけどね、そういうものに関してもっと高校生は高校生、知内から来ようと東京から来ようと函館から来ようと、これは高校生は高校生できちっと3年間定住・移住というものに繋がられるような努力は何か見れませんけども、充実した学生生活を得てもらおう努力はして行くべきだと思います。

そのなかで、今お聞きしましたけど、23パーセントの方が福島町に残ってもらえる。何人中が23パーセントかは分かりませんが、そのなかで80パーセントも渡島檜山管内に残っているとはこの道南圏にあってはそれだけ魅力を感じていただいているということに、大したビックリして有難く感じております。

あと、町長、それはそれで教育長に対しては質問は終わりたいと思います。また、町長に対してですね、やはり、町長先程から言っているように地域を知ってもらうというのは、私は必要だと思います。

そのなかで今、この間NHKのニュースを見ていましたら、総務省で地域おこし協力隊ですか、それを今年からですね、令和8年度までに1万人にするという風に総務省が打ち出しているんですけども、令和3年度は6,015人と、かなりそれでも6千でも今までのレベルから見たらドンと上がったわけなんですけど、それを令和8年度まで1万人に目標を引き上げる。

かなりの地域おこし協力隊に対して力を今回入れている。インターンで例えば自治体に来る体験する人達が受け入れる自治体に対しても補助を出しますとか、それから研修会をする自治体にもそういう研修会を実施するものに対してもある程度の補助を出すとか、それから何と言いましても今、福島町は定住・移住とかそういうのがあるので関係ないんですけども、関係ないというか、空き家に対してその地域おこし協力隊の方が入る場合はリフォームしたりする場合もそれは補助も出しますとか、そういうようなことでやはり国もあげて地域の人口増加というものと、それから産業の創出を作り出すための施策を考えているということでもありますから、是非この福島町も仕事をまず地域全体で、先程言った農林業、それから地元企業、それから福祉関係も含めてですね、仕事探しをまず用意してやって、それからその方々に対してアピールするとか、そういうようなことをやっていただければなと、このように考えております。

ちなみにですね、この地域おこし協力隊、地元に残る人達っていうのは、これは令和2年度のデータなんですけども、半分以上、53パーセント以上の方が地域おこし協力隊で入った自治体に残るらしいです。

それから、12パーセントの方が近隣町に残る。せっかくその町でやっても隣の町に行くとか、あとは他の町に転出してしまったりとか、残りのパーセントはどうなったのかは分かりませんが、そのようなことで是非、今、福島町地域おこし協力隊来ても、じゃあ何させるんだというのが町長の頭にあると思いますけども、そういう仕事自体と一緒に考えながら、せっかく器を作ったんですから子育て環境も充実しているんですから、もっと知恵を出し合って地元雇用に対して地元の企業等に対して協力を呼びかけながら受入れ体制もしっかり対応して行きたいと。行くべきでないのかなと。

養殖昆布でも時期的なものでは忙しいけども、それ以外、例えば冬場は違う所で働いてもらうとかというような事も私は今後必要になってくるんじゃないのかなと。そういうのを提案して町の力で地元企業に対して提案していった受け入れてもらうとか、そういう対応は出来ないものか最後にお聞きして終わります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

地域おこし協力隊についてのご質問かなという形で受けてございますけども、地域おこし協力隊につい

ては私就任以来、色んな形で機会あるごとに福島町で最初に地域おこし協力隊の制度が出来た時に、私東京まで行って少し職員時代に色々係わったことがありますので少し思入れもあって、当初、積極的に地域おこし協力隊を受け入れるそのなかで、先進事例として受け入れていた町から、よくその反省の言葉として、何となくそのただ役場が3年間だけ面倒見れば職員の何かプラスみたいな形で受けているところは失敗しますよと。やはりきっちりですね、町とその人と一緒に仕事を作ってあげるということをしなければ、なかなか定住はしないんだということを伺ったことがあります。

それで、我々はですね、出来れば、来た人に何とかですね、此处でやはり生計を立てていかないことには残ることはできないわけで、余程本人が才覚があって、例えば今テレワークなどで都会の方でビジネスをしながらこっちで生活するっていうことは可能だと思いますけども、なかなかそれを数少ない方々で総務省も先程言いました5割という話をよく聞くんですけど、僕は本当に5割あるかなというのが、多少疑問なところも、いつも首を傾げながらその数字を見ているんですけども、やはり協力隊のなかにも、やはり協力隊を渡り歩く人が結構いらっしやいます、やはり次から次と渡り歩いている人もなかにはおりますので、そういった人方については別だとしても、我々も当初は都会から広く求めましたけども、結果的にやはり、その轍を踏むような形で3年過ぎれば離れて行くとか、酷い時は途中で、せっかく仕事を与えようとしたらそれに耐えられなくて出て行くと。

やはり何て言いますかね、我々の方の所に来ていただける方はですね、はっきり言ってですね、都会で住みづらくなってこっちに来るという方もいらっしやいますので、そういった方々を面接だけで判断するのはなかなか難しく、来て見て初めて人となりが分かって、どうなのかなということがあって、一時私中断させていただいて、地元で都会で頑張っている人を中心に、じゃあ拾い上げた方がよりいいのではないかとということで、町職員になった方もいらっしやいますし、今来ている方も工房のですね、出来れば運転される方がある程度年齢がいったときに、後継者としてどうなんだろうという形で、なるべくまず、きちっと仕事としてこういったことを用意しながら次の定住に繋げて行くということをして行きたいという風に思ってやらせていただいております。

そのなかで、これからはやはり人手不足というのが今うちの中で一番問題化してくるのではないのかな。特に養殖の後継者もなかなかある程度きちっと後継者が揃っているかとなると、そこのところも少なめな状況もありますので、例えば、そういった後継者を地域おこし協力隊に3年間求めながら学んで行って跡を継いでいただくということも今一つの手としてあるのではないのかなという風に思っていますので、そういったものについてはまた漁組との色んな協議とかそういったものもあるんだと思いますけども、そういったところにですね、やはりきっちり、まずは、いくら協力隊であっても3年間は町で補填しますので問題ないんですけども、その後のやはり生活がきちっとしなければ、やはり定住に繋がっていかないのかなと。

それでこれまではですね、どちらかというと役場の中で仕事をして行って、町を見るということにやってきたんですけども、そうではなくて、もうストレートにですね、例えばこういったことを将来やりませんかといった募集の仕方の方が私はいいのかなと今少し思いつつありますので、その辺もこれからですね、そういったところの組み立てが出来るといっても含めて、もう少しやはり都会の優秀な方々を活用できる形ができればなと思っていますし、先程の高校の交流センターの話も我々は高校生の寮を期待しているわけじゃなくて、やはりそこを中心に今大学生だったり、例えば色んな形の方がこれから入ってくる形になるんだと思うんですよ。例えば、そういったもののなかでまた地域おこし協力隊の役割もまた1つ2つ発生してくるのかなという気もしていますので、そういったものの活用をしながら、そこが核となるような形、人づくりの核となるような形のものが出来ればなということで今教育長と色々やらせていただいていますので、まずはそういった形を何とかまた来年度以降を向けて、しっかりまた準備をしていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

次に、5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

通告に従いまして、一般質問を申し上げます。

高齢者事業団の立ち上げについて。

当町は現在、人口減の一途を辿っておりますが、この町に住み続けたい高齢者も多くインフラ整備のほ

か、かゆいところに手が届くようなソフト面の整備も必要と思います。

高齢者の需要は幅広いものがありますが、需要に対する対応ができれば定住対策の一環にもなると判断します。

高齢者事業団の人材等には幅広い会員が望まれますが、技術や経験、知恵の発揮当等の為には町職員だった定年退職者も含まれるものと思います。平成元年以降の定年退職者は何人おりますでしょうか。又その中で他市町村に転出した方は何人でしょうか。

町民の声としては住民周辺の草刈り、庭の草むしり、熊対策のための住家周辺の草木の伐採、墓地の清掃などの相談事例があります。

町の主導による高齢者事業団の立ち上げを行い自立までの支援対策を構築してほしいものと考えます。町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

川村議員のご質問にお答えいたします。

日本全体が人口減少時代を迎え、地方において少子高齢化が進んでおり、様々な分野において人材不足が懸念されております。

そのような中であって人生百年時代とも言われ、健康寿命の延伸と共に地域における高齢者等の役割がますます重要となっていくものと感じております。

まず1点目の、平成元年以降の町職員の定年退職者についてですが、平成元年度から令和3年度までの定年退職者は87名で、他の市町村へ転出された職員に関しては詳細を把握しておりません。

なお、中途退職者も含めたこの間の全体の退職者は、169名となっております。

次に2点目の、町の主導による高齢者事業団の立ち上げに関する考え方についてですが、町では平成12年に民間による「福島町高齢者事業団」が組織され、平成13年から平成18年にかけて北海道及び町の補助金を活動資金とし、高齢者の方々がそれぞれ持っている技術や経験を生かし活動した経緯があります。しかし、補助制度の廃止と同時に平成20年に組織が解散されております。

ご質問の町の主導による高齢者事業団の立ち上げに関しては、町内の状況を総合的に勘案して、困難性があると判断しているところでございます。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩します。

（休憩 11時52分）

（再開 12時55分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

町長の答弁の中で、人口減少時代、地方においては少子化・少子高齢化が進んでいるということで、うちの町も地方という形で同じような状況だと思うんですね。人材不足が懸念されておりますと。そういう中で高齢者等の役割がますます重要というふうにして認識されておりますけれども、この人材不足の懸念と高齢者の役割、ますます重要となっていくと。こういう現況を認識されていて、どのような対策を打つかっていうのは、これまでも色んな、町長素早くいろんな条例を設置したりしてですね、進んできているという状況ですけども、なかなか退職者の方の定年退職のこの数字から見ると年平均3人と。それ以外の退職者の中途・自己都合による退職者も入れると、自己都合の人も含めると、6人弱と、年間。そういう人数が退職していて、更に中には他の自治体に転出している人もいます。

私も余談ですけども、同じ同僚に函館から来て管理職で今残っているのがあんたと2人だけだよなって。私もはたと考えたらそういう格好になっているのかなという風に今思ってしまったておりました。こ

ういう中で、町長この人材不足だとか高齢者の役割に対して、更にどのようなお考えを持っているか、お聞かせください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

答弁の中でも少し言葉として言わせていただいていますけれども、今人生百年時代という形で、百歳を超えて長寿って言いますか、そういった方々がおります。我々役所入った頃は、もう定年する頃になればもう一線を退くという方々がほとんどでなかったのかなと思っていますけれども、今65、自分も含めて65でありますけれども、70過ぎても現役で活躍されている方もいますし、先ほど役場のOBの方でも自ら退職後は漁業に勤しむとかですね、色んな形で今活躍されているので、そういった意味で何て言いますかね、高齢者だからすぐ一線を退いて、あとはあまり活動しないということではなくて、やはりあの健康寿命が延びていくことによって、まだまだ地域での役割ってのは多いんだと思うんですよね。特に役場の行政経験されている方は、町内会長の中でも今9名ほど確かいらっしゃいますし、町内会連合会の会長だったり、社会福祉協議会の会長だったり、色んなところで幅広く、また活躍されています。

また、一般の方々でもですね、やはり65で退職されて地元に帰ってきて色んな活動されている方々がいらっしゃいますので、そういった方々がこれからはやはり人口減少していく中で約半分の方がそういった方が占めるわけでありまして、これまで役割として無かったところの役割を私は広がってくるのではないのかなという気がしておりますので、そういったところで、しっかり自分の体また心が健全であれば地域に役割が色んなことがあるんだと思っていますので、特に最近は人材不足といえますか、町内会を含めても役員のなり手がなくなるとかですね、周り近所に人も少なくなっていくって町内会が小さくなって、反対に僕はそういった時にこそ、その地域にいる、ある程度70歳なり、まだまだ活躍できるような方が活躍の場として広がってくるのではないのかなと思っていますので、そういったその地域コミュニティだったり、そういったものの中で、やはりしっかり支え合うってことが私は大事ではないのかなと。

共助という言葉がありますけれども共に助け合うということが、私はこれから少子高齢化の中では一番やはり大切になってくるのではないのかなと。当然、自助で自分でやれる方は自分でしっかり行っただけならば良いですけども、そうは言ってもやはり80、70、80過ぎてくると、やはり衰えを見せる方がいらっしゃいますので、そういった中をまずは地域でどう助け合うんだということが、私は大事ではないのかなと。その中で不足するところにどうしても公として手を支えるところがあるのであれば、最後として公助の出番ではないのかなという風な気持ちをしてございますので、まずはしっかり地域で支え合うそういったことをすることが私は大事ではないのかなという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

町長言うように退職者のそれぞれの立場で色んなポジションに籍を置いている方がいらっしゃいます。しかし、それよりも何もやっていないというか、そういうポジションに携わられる数の限定がありますから、なかなかそれも上手くいかないと。

もう一つは、例えば60で退職して65からでないと年金がまんどに貰えないという事情も色んな経済的な事情もあるのではないかなと。これは推測ですが私の。何も出ない期間が5年も過ぎると大変な状況。少しでも例えばアルバイトと言わないけれどもそれに近いような形で収入が得になるというような形になりますと、どのようなかなと。福島町はかなりこう転出する、退職して転出される人数が多いっていう風に見えているんですよね、私ね。

そういうことで、例えば高齢者事業団のその受け皿になるということではないですけども、そこに身を置くことによって、また色々な経験、知恵、そういうものが発揮できるという風なことを考えますと、是非あった方が良いというか、作られるべき団体でないかなという風に思っているわけですね。この先の年金問題、それから実際に働かなくなってきた色んな、こう保険料だとか、色んな個人的な保険も含めてですけども、そういう税金だとか保険に払うお金というのは非常に大きなものがあると思うんですよね。そういうことで、先輩の退職した方の本音を言ってくれた人もおりますけれども、なかなか厳しい状況の中で生活していかなきゃなんないというのが実態だとすれば、少しでもやはりプラスになるような形のも

のっていうのはないだろうかという風に考えた、考えるわけですよね。そういう中で、今言ったように高齢者事業団の受け皿になるとは言わないまでも、その辺のことまで考えると、やはりこれから退職される方々のことを考えますと、何て言いますかね、もう少しどうにかできないのかなという気はするわけでございます。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

色々な形でそういった方々の活用っていうのは必要ではないのかなという風には思ってはございます。現在でも各町内会にお願いして除雪ボランティアという形で組織はできております。先ほど言いました通り、高齢者事業団についても、やはり、あの当時はまだ何と言いますかね、そういう仕事のタイミングがありましたので、極端に行くと補助制度を貰っていた3年間はやりましたけれども、結果的にそれが解散するという形になりましたので、私は反対にこれだけ人口減少していく中で、少しその辺の整理も必要ではないのかなという風に思っているんですよね。確かに色んな組織を立ち上げて、何と言いますかね、国からの縦割りでどうしても組織を立ち上げなきゃいけないことがありますけれども、ただ色んな組織を立ち上げて、組織に縛られて反対に身動き取れないような状況もあるのかなという風に思っていますので、私は少しそういった組織を人口に合わせて淘汰していく時期にもう来ているのではないのかなという気がしていますので、あまり新しい組織を立てるのではなくて、例えば、地域ごとをお願いしている除雪ボランティアこれはほとんど無償ボランティアで、たぶん社会福祉協議会にお願いしていると思うんですね。なかなか今、じゃあ無償で本当にこう何と言うんですかね、献身的に出てくれる方が、そんなに数がいるかとなるとなかなかまた、先ほど言いました通り、厳しい状況があるんですよね。年金で60、例えば定年した65でも年金まんどに貰えるまでとなると4～5年かかったりすることがありますので、そういった中でやはり少しでも収入を得たいということで、我々も同い年の方だったり先輩でも、漁業で例えば100万あげて、生計を今立てているという方もいらっしゃいますので、そういったところの中で、こういった地域全体協力が得れるのかということを、もう少しその現況を踏まえてやる必要があるのではないのかなと思っています。

また、あと、議員おっしゃるとおりその地域の声と、やはり身の回りができなくなって、結構家の周りの草刈りも取れない状況で、少しこう、ぼやくとは言いませんけれども、そういう声が我々のところにも伝わってきます。

ただ、そのこのところをじゃあどこまでが必要とされているのかということの線引きをしていかないと、例えば介護の問題と、例えばお手伝いの問題があるんだと思いますけども、そういった声が全てじゃあ果たしてそこまで公共として手を染めることがいかなものなのかということが当然あるんだと思うんですよね。

やはり、本当に必要なものであれば、我々としてはしっかり予算をいただきながら政策を打っていくということが大切だとは思いますが、たまたま、その家の草が繁茂していて、やはり生活している人としてはですよ、自分が元気な時は刈れたんだけど刈れなくなったんで、こういったのも何か刈ってくれるとありがたいという声が多分あるんだと思うんですよね。じゃあそれを果たして、そういった高齢者事業団を纏めてまでやる行為なのかなというのが私先ほど言った通りですね、自助公助じゃないです共助じゃないですけども、そういった中でやはり何でもかんでもですね、公でというのは私はちょっとやはり厳しくなるのではないのかなという気がしています。としていまして、人口減少していく中で厳しい財政の中で、じゃあどこまで手を染められるかっていう問題もあるでしょうし、やはり私はそれよりは周り、町内会なりそういったものでまずはしっかり助け合うことを一義とした方が私は良いんではないのかなという思いがしていますので、まずはそういったものを働きかけていきなり、そういう方向性の方が私は良いんではないのかなと思っています。

また、今、社会福祉協議会の方も厳しい、介護の方では厳しい状況でありますけども、色々先ほど言いましたそういう除雪ボランティアなり色んな形が本来の姿として出来るのであれば、そういった組織の中できっちり協力をしてもらうというのも一つの手ではないのかなと思っていますので、まずはその辺を少し共有しながら、そういった声が大きくなるようであれば、しっかり対応していきたいという風に思っているところです。

○議長（溝部幸基）

5 番川村明雄議員。

○5 番（川村明雄）

事業として高齢者事業団を設立してまで対応できる、するようなものなのかというようなものもあるとは思いますが、事業団があるかないかによって大分違ってくるんだらうという風に思います。

例えば現実問題として、草刈りの問題ですね。なかなかその町内会の方としても個人の財産にまで手を染められないということで、お願いしても却下されると。町の方にもお願いしても当然町は町有地じゃないから、そういうことはできませんということになるわけですね。それで、そこで止まってしまうというわけですよ。そこに住んでいる人は無償ボランティアでなくても、無償でなくても良いんだという声があっても、なかなか進まないわけです、そこから。これ、どうしてなんだろうなという風にね。

やはり、それぞれの町内会の考え方なり、町内会の流儀というものがきちんと成立してれば良いんですが、なかなか難しい。実際に今、それらは進まないということになるもんですからね。

だからその辺も考えてみると、草刈り一つだと言い、草刈りのことと言ってもそういう状況ですからね。他に需要あるものがあっても次々と解決するというような恰好に行っていないという現状なわけですね。

ちょっと今、棚にあげといて、この間テレビで松戸市の50年過ぎたすぐやる課の問題ちょっとテレビでやっていました。やはりもう50年も経つとどのようなものに対してどうするかというばっばっばっばっとうすぐ出てくるんでしょうからねデータとかそういうものからして。実績からして。それで市民が困らないような格好に、これはあくまでも公ですから市のやる行為ですからね、個人の財産までということではないけれども、そのような何て言いますかね、考え方というか、そういうこともやはりそれぞれの職員の皆さんにそういうイデオロギーがきちっと備えられるような、そういう形も必要かなという風に思うんですよね。その辺どうですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ちょっと回答にならないかもしれませんが、私はやはり何て言いますかね、従前のように無償ボランティアというのはなかなか今の時代に果たしてそこまで尽くしてくれる人が集まるのかなという、難しいんだと思うんですよね。

反対に制度をもし作るのであれば有償ボランティアでやって、多少今言ったようなことであれば本人も少し負担をしていただいて、公として予算を取っていった方が制度としては今ちょっと考えているなかでは成り立って行くのではないのかなという気がしているんですよね。

だから、まずはそういったものを行政として色んな団体の関係も含めて、町内会も含めて、本当に町内会そのものも先程来申し上げましたとおり、今は役員の成り手のない中で、活動が従来から比べるとかなり低下しているのかなと。

この前のお祭りも3年連続ないなかで、次にじゃあお祭りを町内会で出せるのかというのも、私などは変な心配をしてございますけども、そういったなかで高齢者の方々がこれから生き生きと暮らしていただくために、本当に議員おっしゃるとおり、手のかゆいところに手が届くようなことはやってあげるべきだとは思いますが、そのなかでどう行政が介入するかということが私などは一番日々考えているところでもありますけども、やはり私としては出来れば自分の出来るところはまずしっかり自分でやって、その限界がきたときに、町内会なり、それこそ隣近所、当然、また、町内に自分の子供だったり兄弟がいればそういう協力も必要でしょうと思いますけども、まずやはり共助と言いますか、お互いに助け合うことがそういったものの解決に一番理想ではないのかなという風に思っていますので、その辺を繰り返しになりますけども、我々としてもしっかりそういったことを常日頃から町民の方々に理解していただくようなことをする必要があるのかなという風に今議員の質問聞きながら感じているところでありますので、まずはしっかり、その受け皿となる社協さんなりそういったところとまたしっかり協議・連携しながら高齢者の方々を支えて行きたいという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

5 番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

私、高齢者事業団のなかでは、これ無償でやってくれとか、ボランティアでやってくれということではなくて、ある程度やはり高齢者事業団、有償ボランティアという名がついても有償ボランティアという風な形になって行くわけですね。

当然、なにがしかの負担をしてもらって色んな業務を行うというのが高齢者事業団でしょうから、そのところはおそらく理解していただいているものとは思いますが。

それで町長、後段の方に高齢者事業団の立ち上げについては、町内の状況を総合的に勘案して困難性があると判断するという風に書いてあるんですけども、私も総合的に勘案、困難性というのは分からないわけではないんですけども、やはり、こういう団体、あるいはこの団体で全てという部分ではなくて、別な団体等でまたやれる業務もこれから生まれてくると思いますけどもね、やはり事業団を通すものについては、きちっと有償でプログラムを作るということになりますから、ここのところで町長が言う困難性があるという、困難性というだけで、やれないとは書いていないけどもね、ほぼ無理だという風な解釈してよろしいですか、今度から。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

そここのところの困難性というのは、私やれないということではなくて、先程言いましたとおり、新たな団体を組織しても、今色んな団体が人手不足のなかにいるなかで、行政が先頭取ってやることには多分組織としては出来るんだと思うんですよね。

ただ、中身がなくなるってということが私は心配されるわけです。やはり、こういったものは自発的に、きっちりそういった思いのある方々が組織を取って、作っていけばしっかり行動が伴うんだと思うんですけども、我々が積極的に声を掛けてもですね、じゃあ今の町内会の除雪ボランティアでもそうなんですけども、登録はありますけどもなかなかそれに全ての方々が協力していただけるかといえば、そうでもないわけがありますので、やはり反対に私はですね、あまり組織ばかり作っても、中身のない組織であれば早晚潰れていくというのが前の例を見てもそういう状況でありますので、そういったものよりも、もし本当にそういう思いがある方々がいるのであれば私は自然と声が上がって、我々として協力できる、してくださいって声があってもいいんでないのかなという気がしていますので、今の状況を考えると町内的に改めてまた組織を立てていって、町が予算を作りますからやってくださいというのは如何なものかなという気がしていますので、反対にあまりそういった組織を新たに作るよりは、既存の組織を変化させながらやった方が私はより良いんじゃないかと思っていますし、いま町がやっている冬の除雪の関係の制度などもありますので、そういったのを例えばもう少し裾野を広げて行くという方法もあるんだと思いますので、そこは少し柔軟に対応して行った方が私は反対に新たな組織を作るよりはいいのではないのかなという考えもあり、また町内のなかで今じゃあ分かりましたという感じで、福島でやるような体制かと言えば、ちょっとやはり難しいのではないのかなと。

現状の組織を維持するだけでも、多少いま四苦八苦するところが多々見えますので、そういったことを考えると、町主動でそういう組織を立ち上げる必要があるかと言えば今のところはないんじゃないかという回答をさせていただいているところでありますので、もし、議員含めてそういった思いのある方があれば、自発的にまず積極的にそういう組織なりに動いていただければ我々として支援できる場所があれば、しっかりそれを支えていくという形の方がよろしいのではないのかなという風に思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩します。

（休憩 13時19分）

（再開 13時20分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

今、町長が総合的な困難性という問題、そのところも申し上げたところ私も同感なところもあるわけですけど、誰かが何処かでスタートをさせるということが必要で、町長が言うように民間の中から来てくればいいんですけども、なかなか考えていても受けがたいという場合もありましょから、そういうなかで何がしかを組織を使いながらPRして、そして取り組んで行ければいいのでないかなという風に今思うわけです。そのために私は高齢者事業団という名前を出しました。

それで、最近、これは先週ある方が持って来られた写真で、冬に町民との懇談会議会とのその時出された意見を拾った方が、町内会で何人か集まって花壇を作って町民の人方に見せたいと。木古内の芝桜のような恰好に出来ればねということとでとりかかったと。そしたら今度こういう風に花を咲かしたら、そこで座ってみたいということになって、それを見るのに、例えば座るのに椅子が1つでも2つでも無いだろうかということとで私のところに来たんですけども、町の方にもお願いしてみようかっていうことで止まっていたんですけどもね。

こういうコミュニティに繋がるものもありますから、何とか町の方でもいい知恵を出して欲しいなという風に思います。

それから、ちょっとかけ離れる問題かもしれませんが、先月、8月の大雨の時ですね、車の中で過ごされたという人もいたということが、避難場所が入れなかったというような恰好だったようでございまして、それから後は土砂が流れてきて、それを後もう1回後日来ますから、それまで待ってくださいと言ったけど、いくら待っても来ないという、来てくれないという、これが本当であれば町職員も忙しくて忘れていたのかもしれませんが、そういう事も含めてコミュニティ活動は大切にしながらですね、こういう高齢者事業団の設立に向けて行けるような形が作ればなという風に思ったりしていますので、余談な話もしましたけれども、以上で終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

全般的に今意見をいただいておりますので、これから我々としてもですね、年末かけて町内会を回ることがありますので、まずはそういったなかで、しっかり町民の方々の意見も踏まえて、そういった需要がどのくらいあるのかも判断しながら、町としてお手伝い、支えることが出来るものがあれば、しっかり対応したいという風に思っておりますので、また、こういった機会だけでなく、議員におかれましては、そういったものは事例としてあるのであれば、しっかり我々の方にも伝えていただければ、その都度、できるものは対応していきたいという風に思っておりますので、まずはちょっとまた我々ももう一回ちょっと地域の声を真摯に拾い上げて、そういったものがあちこちから出るようであれば、全体として政策を打つ必要があるんだという風に思っておりますので、またちょっとお時間をいただきながら、我々としても状況把握に努めて行きたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

次に、4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

それでは、通告を朗読させていただきます。

新型コロナウイルス感染対応について。

9月6日現在、新型コロナ陽性と判断された方の大半は、軽症と診断され自宅等で療養となる。療養期間は発熱などの有症状者が10日、無症状者が7日となっている。また同居等の濃厚接触者については5日、抗原キットなどで陰性確認が取れば3日で自宅待機解除となる。

1、感染者支援について。

全数把握の見直しについては、いずれ全国一律になる方針です。見直された場合、市町村別の感染者数はわからなくなると思われます。8月からの感染者急増を受けて、当町も支援物資の提供を開始したと伺っているが、感染者情報が当町にこなくなることで、行政側からのアプローチは容易にできなくなる。今後、当町の感染者に対してどういったフォローアップを考えているのか伺います。

2、オンライン授業について。

小中学生において陽性者、濃厚接触者となったり、もしくは家族に発熱などがあり無理せず学校を休ん

だ場合に、オンライン授業をその生徒が受ける取り決めにどのようなにしているのでしょうか。

3、児童、生徒のワクチン接種について。

HP記載のワクチン接種状況からすると5歳から11歳の接種率は46パーセントで全国より高い状況にあります。しかし8月からの感染者急増に伴い子供のワクチン接種を考え直す保護者もいるのではないのでしょうか。12歳から17歳の3回目接種や5歳から11歳の1回目接種の声をかけてみてはどうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、感染者の支援についてですが、道内において7月後半から感染者が拡大し、道からの支援物資の送付に遅れが生じ始めたことから、届くまでのつなぎ支援として、当町独自の支援として感染者に確認したうえで支援物資を届けることとしております。

国は、全数把握の見直しを議論しておりますが、北海道は当面行わない旨を表明しており、状況の推移に注視しながら適宜対応してまいります。

次に3点目の、児童、生徒のワクチン接種についてですが、国から従来のワクチンからオミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制を確保するよう通知があったところであります。

なお、対象は12歳以上の方で3回目、4回目の未接種の方となっていることから、準備が整い次第、意向調査を実施する予定としております。

また、国では5歳から11歳の小児用ワクチン接種において、従来の接種勧奨から努力義務へ変更されたところでありますので、初回の未接種の方について、再度、意向調査を予定しています。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

木村議員のご質問にお答えいたします。

2点目の、オンライン授業についてですが、一人一台貸与しておりますタブレット端末の取り扱いについて、福島中学校においては全学年、毎日家庭へ持ち帰っており、吉岡小学校と福島小学校においては月1回、週末に持ち帰っております。

福島小学校では今年度、高学年から順次「iPad持ち帰り週間」を設定し、1週間毎日持ち帰る取り組みを行っており、吉岡小学校では必要に応じて都度持ち帰ることができる体制を整えております。

このように全ての学校において、タブレット端末を家庭に持ち帰り、学習アプリ「eライブラリー」や課題プリントを活用した家庭学習に取り組んでいるところです。

なお、オンライン学習を行う基準については、児童生徒各個人の発達段階がございますので、一律の取り決めはございません。

おおまかには、児童生徒の休業が長期になる場合や、学年または学校閉鎖となった場合にはオンライン学習を行うことにしております。

その際は、家庭の通信状況の確認やオンライン学習の内容、教科等について保護者と相談を行ったうえで実施することにしております。

新型コロナウイルスの陽性者等となり学校を休業した場合においても、「学びの保障を止めない」取り組みを今後とも進めてまいります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

昨日発表されました先週の町内に住所がある感染者の人数が22人ということで、そんなに驚かなくなったと言えますか、本格的にwithコロナ時代を見据えて、コロナ慣れ、福島町もコロナ慣れしてきたのかなとそんな風に思っております。

少し体験談をお話させていただきたいと思いますが、実は我が家でも小学生の息子が8月に入りまして感染ということになりました。幸い熱だけでしたので、家庭内感染は免れたんですけども、もしか

したら感染していたかもしれません私自身も。しかしながら、症状が出なかったのかもしれません。これはもう分かりません、検査をしなければ。

大変だったことはですね、1つは10日間家に居なくてはいけなかったということ。親も子供も疲弊します。特に子どもの場合はなかなか隔離ということも難しいものがありました。もう一つはやはり田舎特有のご近所の目と言うんですかね、どうしても普段日中家にいない家庭が車も動かないでずっと居るわけですから、やはり変に思われたりする。こういうのは何となくそういう風な雰囲気は感じました。

そんななか福島町の方から支援物資届けますよというお電話が来たんですけども、それが感染して8日目でしたので丁重にお断りをさせていただきました。

そのあと、道の支援物資が届きました。それが感染してから12日目です。とてももう学校に行っている状況でしたのですけれども、戻すわけにもいかないので、それは活用させていただきました。

それで1点目の意見交換の方に入っていくんですけども、今全国一律で26日から全数把握を見直す方向で動いていますので、おそらく道もそれを無視してやらないというわけにはいけないと思います。一般的に先行実施されている県とかを見ますと、全数把握の見直しの内容が65歳以上と妊婦さんと、それから重症化リスクがある方は病院から発生届けを出してください。問題はですね、それ以外の人は発生届けを出す必要性がなくなるので、自分で必要なところに連絡をして自分で必要な支援を受け手くださいということなんです。必要な支援というのは何なのかというと、例えば療養場を確保ホテルとか、それから支援物資をください、パルスオキシメーターください、療養証明ください、大体これぐらいになっています。

それであるならば、今、町で支援物資はじめてしまったわけですけども、今度は感染者自らが町の方に電話して、支援物資、コロナ感染してしまったので支援物資くださいとか、場合によってはパルスオキシメーター貸してくださいとか、そういう風なことをすると道より早く支援することが出来ると思うんですけれども、そういったことについてどういう風な今後の、これはもちろん道の方向性にもあるでしょうけれども、町長の方でどう考えているのかお伺いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

木村議員のところもだいぶ苦勞されたのかなということが伺えますけども、ご存知のとおり国の方は多分今26日から一律見直すんだという方向を取っております。

そして、今まさにこれまで問題になったのは、たぶん全国的にいくと8月19日がピークだったのかなと第7波の。この時に大体26万人、北海道でも8千人ぐらいの規模であります。今現在、昨日の今日の新聞を見ますと全国で5万2千人、北海道で2千人。当然、先程言いましたとおり、議員のところにも町の方から行ったのでも8日という形。それはですね、いま保健所が一律北海道の業務として行ってございますけども、当然それだけの大人数を全部把握しながら捌くということになると人的なもの、機械的なものの関係で我々に通知くるのも大分少しズレて、前は最初の頃はほぼほぼそんなに日を置かないで来てたものがですね、やはり5日10日という形で遅れて我々の方にも通知が来ます。それは多分、入力データの関係とか色々な手配の関係もあって遅れてくるのかなという気がしてございますので、そういったところで今回の場合、先程言いましたとおり保健所が間に合わない状態、要するにそういう本来は保健所がきっちりそういう待機者に対してケアするのが一般的でありますけども、そういった支援物資も間に合わないの、町として一義的に今回はやらせていただいたということで、我々の方としては保健所から来た通知からはすぐやっているつもりですけども、大体我々に来るところがもう遅れているという段階であります。

ただそれから、これから見直されますと、今議員おっしゃるとおり、高齢者のリスクの高い方々等を中心におさえていくとかデータ集約して行くんだと思いますので、無症状の方とかそういった方々には数字は捉まいるんだと思いますけども、そういったそのやり取りの機会が少なくなってくるのではないのかなという風に思っています。

ただ、それは取りも直さず裏を返すと、これまでコロナ2年半、約3年近くなりますけども、最初の時から比べると大分変わってきているのではないのかなと。コロナも変化してきて、色々と病気の名前も含めて、病気とか感染症のウイルスも変わってはきていますけども、先程言いましたとおり町内において

も当初はやはり、最初にはじめてなった頃はですね、自分が一番目になりたくないという声だったり、まず本当に周り近所が誰になったとか噂が走っていた状況から見ると、今は少し変わりつつあるのかなという気がしています。

ただそうは言っても、今、待機の期間も10日から今度は7日とか、7日が5日とか短くはなってきますし、またある程度無症状で影響のない方々については買い物だったりそういうのも、今は認めるやに伺ってございますので、そういったなかで、今はどうしても当初の時と違って病院に隔離するとかそういう状況ではなくて、家庭内での待機という形になりますので、今のその我々状況見させていただくと子どもさんが1人かかるとその家族は大体、稀にかからない人もいますけども、大体やはり伝播していくというのが一般でありますので、だから家庭の方々については長い期間の間、そこに家に閉じ込められる状況になりますので大変なのかなと。

ただ、これからは少しその辺のところが緩やかになるという言い方がちょっと間違いかもしれませんが、少し走りの頃から比べると、その何て言いますかね、怖いものに触るような状況ではなくて、よくインフルエンザと同じような形になりつつあるのではないのかなという気がしています。

多分、今回薬の方も、今日昨日ですかね、承認されたりしていますので、そういった感じになりますと少し変化はしているんだと思います。

それで、これからじゃあ重症化リスク以外の人でなった人を行政としてどう捉まいるんだということですが、先程言いましたとおり、基本的には感染症の関係については、基本的に北海道保健所が第一義としてしっかり管理するというのが私方の考えでありますので、そのなかで我々としてできる事をどうフォローして行くかということになるんだと思います。

それで、全体把握はなかなかこれから出来なくなるのかもしれませんが、町内のなかで少し感染が拡がるとかそういった状況が見えるようであれば、今ほとんど当初は大きい病院での検査がほぼほぼ中心でしたけども、今は地元でもほとんど2つの病院で検査をされている方が多くいますので、そういった地元と病院との連携をすることで把握というのは少し可能なのかなという気がしていますので、今のところはそこまではしなくても状況が出来ておりますので、これからたぶん北海道なり国が、国じゃなくて北海道が今26日からそういった形になった時に、どういう対応するかということがこれから見えてくるんだと思いますので、まずそこをしっかりと注視しながら、そのなかで地元として対応が必要なものについては我々としてもそういったものを見ながら策を講じて行くという形になるんだと思いますので、まずは国から全体の流れがまだしっかり見えていませんので、その26日以降の流れがどうなるかをしっかり掌握しながら町として必要なものがあれば対応して行きたい。そのように思っているところです。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

一度そういう支援物資のような行政のフォローアップが始まったわけですからね、少なくとも今2類の感染症ですけれども、インフルエンザなみの5類まで下がる、いずれは下がっていくんだろうと思うので、それぐらいまでは何かしらのそういった今町長がおっしゃられたような支援というのは出来るのではないかなと、とりあえず今日は1回目の質問についてはそこでとどめておきたいと思います。

3点目のワクチンについては、打つ打たないは別としても、門戸は拡げておかねばならないので、それは再質問はありません。万全な体制で、これからのワクチンに取り組んでもらいたいと思います。

教育長の方に行きますけれども、学びの保障を止めないということなんですが、果たしてそうなのかということをお伺いしたいと思います。

私個人はですね、残念ながら止まってしまった事例というのがあると思っています。勿論、学校で起きていること全てが教育長のところとか教育委員会に逐次報告されているわけではないと思うんですけども、そもそもi P a dの活用とか、i P a dの教育というのは担任の先生とか教科の先生しだいなんですよ。

これは以前、前田教育長の時に一般質問で喋ったので今日は割愛しますが、一生懸命活用しているという先生は、例えば今回みたいに1人の生徒が何かしらのコロナの理由で2、3日休みますよとなった場合、じゃあ休んだらオンラインやってみましょうってアプローチするし、そう思っていない先生は申し訳ないんだけど保護者にアプローチしないし、保護者も反対に同じで、オンライン教育が出来るんだよということに着目している親は先生にオンラインやりましょうと願い出るし、着目していない

親は特段担任にアプローチしないです。アプローチしない者同士が同じ学年となったら、授業受けられた子供が受けられないんですよ。

つまりその誰がオンライン授業をこういう状況の中でやるんですか？というアプローチのルールがないんですよ。アプローチのルールがあってはじめて相談が、今さっき言った教育長の答弁が回って行くんですよ。でもそれが、先生なのか保護者なのか、みんな共通認識がないんですよ。教育長だけが申し訳ないんだけど、学びをやめない、学びをやめないって言っても皆がそういう認識を持たないと、残念ながらそういう2学期始まってからコロナの関係で休んでいる子もいます。

でも、オンライン教育は受けていないんですよ。それが、誰がアプローチを始めるのかという具体的な案がないです。私ここでお願いするのは、こういう風なコロナの状況で学校を休んだ場合に「オンライン教育受けられますよ」、「学校に相談してくださいね」という通知を出して欲しいんですよ。ないんですよ。何もそういうのが。だから、どこからオンラインを発生するのが決まらない。教育長どうですか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

貴重なご意見ありがとうございます。

オンライン学習については、コロナ始まって2年半ぐらい経つと思うんですけども、再三再四、校長会と教頭会等で1人1台行きわたっているわけですから、これを活用してっていうことでそういう場面、場面ではお願いしてきているところです。

議員ご指摘のとおり、残念ながら使える先生と使えない先生がいることも、これもまた事実だと思えます。ですから、なんですけれども、その学校現場全体には我々としては活用してくださいという風なことは再三再四お願いしてきているところでございます。

今回の事例で言いますと、夏休み雇ったお子さんもいて、1日2日休み場合だったら期間も短いことで何を準備するのかということがありましたものですから、その全てオンライン学習にはならなかった事例がございます。

現在1人2人いるわけなんですけども、低学年、学校からの聞き取りしたんですけれども、低学年でオンライン学習がふさわしいかという、発達段階によるっていう風に先程お答えしたんですけれども、そういう色んなところを総合的に勘案してプリント学習で今回はやりましょうという風なことで流して、保護者と相談してそういう風な学習の進み方をしているという風に聞いております。なんですけれども、今、議員のご指摘のとおり、それをそうじゃなくて、オンラインでの学習も受けたいって思っている保護者の方もいらっしゃると思うので、この学校、誰がアプローチして、誰が決定するのかというのはやはり学校だと僕は思っていて、学校が家庭だったりお子さんにアプローチしていかなければならないと思っていて、ご指摘のような、こういう場合はオンライン学習というか、ZOOMで授業の配信という形になると思うんですけども、できますよという事を再度周知して参りたいと思います。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

学校もそうなんですけどね、やはり両方から声をかけるような形にしないと相談も何もできないんじゃないかなと思うんですね。ですから、また近い形すぐ常任委員会とかもあると思うので、また質問することもあるでしょうけども、ひとまず両方から声かけれるような共通認識を持つような、先程言った通知分って言うんですか、それぐらいはですね教育委員会からプッシュして出してもらいたいなど、そんな風に思います。もう一度、答弁もらって終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

中身について、保護者に対して共通認識を持つようなお知らせというかチラシというか、それは出していきたいと思えます。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

(休憩 13時47分)

(再開 13時59分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第29号 福島町地元企業雇用等促進条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第29号 福島町地元企業雇用等促進条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の5ページをお開きください。

議案第29号 福島町地元企業雇用等促進条例の一部を改正する条例。

福島町地元企業雇用等促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月13日提出、福島町長。

議案の5ページから次のページ6ページには、条例の変更前・変更後の新旧対照表となっておりますので、ご確認願えればと思います。

なお、改正の内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊2議案説明資料の5ページをお開きください。

議案第29号関係。

福島町地元企業雇用等促進条例の一部を改正する条例。

1、改正の理由。

国においては、日本国内の中小・小規模事業者をはじめとして深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人人材の受入が出来るよう「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成31年4月1日より施行され、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

当町においては「福島町地元企業雇用等促進条例」を制定し、外国人技能実習生を受け入れる事業者を支援してきたところでありますが、今般、町内の介護事業者において特定技能外国人を受け入れ、人材の確保に取り組んでおります。

今後、他の業種においてもこうした取り組みが進むことが想定されるため、当該条例に「特定技能外国人受入助成金」を追加し、事業者の負担軽減を図るとともに、人材の確保が円滑に進むことができるよう改正するものであります。

2、改正の内容。

(1) 助成の対象（第2条関係）

「特定技能外国人受入助成金」を新設し、助成の対象に「当該助成金の助成対象者（条例に規定する事業者及び町内の社会福祉法人）」を追加するものでございます。

(2) 助成の内容（第3条関係）

「特定技能外国人受入助成金」を新設し、助成額「1人当たり1年度15万円」、助成期間「5年間」を追加するものでございます。

3、施行期日。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

ここには条例なんですけれども、施行規則の確認で、助成金の支払い方法。

今、水産加工場に来ている技能実習生というのは、1 年の実績払いですよね。新しく創設される特定技能の方も1 年経ったらの実績払いでいいですか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今のご質問にあったとおり、1 年の実績で支払うということで考えております。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第29号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第29号は可決いたしました。

◎議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の7ページをお開き願います。

議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月13日提出、福島町長。

説明につきましては、No.2 説明資料でご説明いたしますので、説明資料の6 ページをお開き願います。

1、改正の理由について。

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しては、人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされております。

国家公務員においては、人事院規則の一部改正が令和4年6月17日に公布され、令和4年10月1日施行として、育児休業の取得制限緩和等がされることとなりました。

地方公務員についても、勤務時間・休暇その他の勤務条件については、国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められており、非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得要件の緩和、1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容について。

（1）非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得要件の緩和でございます。

非常勤職員（会計年度任用職員）の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の緩和措置を行います。

（2）非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得の柔軟化。

非常勤職員（会計年度任用職員）の子が1歳以降の育児休業の取得について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な育児休業の取得を可能とするための条例改正を行います。

3、施行期日。

令和4年10月1日から施行いたします。

4、関連例規の整理について。

上記条例の一部改正のほか、「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」及び「職員の給与の支給に関する規則」の一部改正を行います。

なお、議案の7ページから14ページまでには新旧対照表を掲載しております。

以上で、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第30号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第30号は可決いたしました。

◎議案第31号 福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第31号 福島町の区域内に新たに生じた土地の確認を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、議案の15ページをお願いします。

議案第31号 福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本町の区域内に新たに生じた次の土地を確認する。

令和4年9月13日提出、福島町長。

内容につきましては、説明資料で説明しますので、7ページをお願いいたします。

1、提案の理由。

吉岡漁港機能保全工事に伴い、岸壁部分の拡幅による公有水面の埋立が竣工した旨の北海道知事からの通知により、地方自治法第9条の5第1項の規定により確認を提案するものであります。

2、区域内に新たに生じた土地。

福島町字館崎82番1地先の公有水面埋立地であります。

3、区域内に新たに生じた土地の面積。

埋立面積は、283.80平方メートルであります。

次のページをお願いします。

公有水面埋立竣工箇所図でございます。

赤で示している部分が埋立区域でございます。

吉岡中央ふ頭を起点に、松前方面に約118メートルとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第31号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第31号は可決いたしました。

◎議案第32号 福島町の字の区域の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第32号 福島町の字の区域の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、議案の17ページをお願いします。

議案第32号 福島町の字の区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更する。

令和4年9月13日提出、福島町長。

内容につきましては、説明資料で説明いたしますので9ページをお願いします。

1、提案の理由。

吉岡漁港機能保全工事に伴い、岸壁部分の拡幅による公有水面の埋立が竣工した旨の北海道知事からの通知により、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域の変更を提案するものであります。

2、編入する公有水面埋立地及び面積。

福島町字館崎82番地1地先の公有水面埋立地であります。

面積は、283.80平方メートルであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩をいたします。

（休憩 14時14分）

（再開 14時14分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

私の先程の説明で、地方自治法の「規定に基づき」と説明いたしましたが、議案のとおり「規定により」に訂正願いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第32号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第32号は可決いたしました。

◎議案第33号 令和4年度福島町一般会計補正予算（第7号）

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第33号 令和4年度一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の19ページをお開き願います。

議案第33号 令和4年度福島町一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度福島町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,543万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,784万6千円とする。

第2条で、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月13日提出、福島町長。

まず、第2表地方債補正についてご説明いたしますので、24ページをお開き願います。

第2表 地方債補正の変更でございます。

起債の目的は、臨時財政対策債で、補正前限度額3千万円を補正後限度額2,439万円と、それぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率は、補正前、補正後とも変更はございません。

引き続き起債の内容についてご説明いたしますので、No.2議案説明資料の10ページをお開き願います。

起債の目的は、臨時財政対策債で561万円の減額は、発行可能算定額確定による減額で、交付税算入率は100パーセントで、算入方法は元利償還金となっております。

次に、まず歳出からご説明いたしますので、14ページをお開き願います。

説明につきましては、補正額50万円以上のものについてご説明いたしますので、予めご了承ください。まず、上から3段目の、2款総務費、1項16目地域公共交通維持費の渡島西部4町地域間幹線系統木古内松前線維持奨励金事業費で300万円の追加は、函バスに対して西部4町が連携して一律で行う奨励金の追加となっております。

なお、この事業に対しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

次に、7項財政基金費、1目財政調整基金費で5千万6千円の追加は、積立金で前年度繰越金に係る地方財政法第7条の規定によります2分の1以上の積立ということで5千万円の積立と、その他基金運用利子の積立が6千円となっております。

次のページをご覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の障害者福祉事業費で803万3千円の追加でございます。内容といたしましては、障害者介護給付費等負担金の前年度精算に係る国及び道への返還金の追加となっております。

次のページをお開き願います。

1段目になります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童発達支援費で71万1千円の追加は、令和3年度障害児通所給付費等道費負担金の精算による返還金の追加となっております。

次のページの2段目をご覧ください。

4款衛生費、1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で430万3千円の追加は、令和3年度のワクチン接種に係る国庫補助金精算による返還金が主なものとなっております。

次に、9目温泉健康保養センター管理運営費で160万円の追加は、館内の非常放送設備修繕により、今後の修繕費に不足が見込まれることから追加補正するものであります。

次に、2項清掃費、2目広域事務組合費で117万円の減は、按分率確定により渡島西部広域事務組合衛星部門負担金を減額するものであります。

次のページをお開きください。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費で57万5千円の追加は、8月の大雨による農業施設の維持

補修に係る経費の追加となっております。

次に、2項5目治山費の自然災害防止事業費で210万9千円の追加は、こちらも8月の大雨による治山施設の補修に係る修繕費の追加で、館崎地区や宮歌地区など5箇所の補修となっております。

次に1つ飛んで、3項水産業費、3目漁港管理費の船揚場維持管理費で174万9千円の追加は、こちらも同じく8月の大雨による船揚場の土砂及び流木流入に係る除去作業費の追加となっております。

次のページの2段目をご覧ください。

8款土木費、2項2目道路維持費で140万円の追加と、その下、3項1目の河川総務費で75万円の追加も今回の大雨に関連し、修繕費などを支出したことに伴い今後の不足を補うための追加補正となっております。

次のページをお開きください。

4項3目住環境整備事業費の空家等対策支援事業費で720万円の追加であります。空家等除却補助金の申請件数や相談件数から12件分を追加するものであります。

次に、5項1目住宅管理費の町営住宅整備事業費で325万円の追加でございます。需用費の町営住宅小破修繕費で、町営住宅の維持管理に係る修繕費の追加となっております。

次のページをご覧ください。

9款消防費、1項2目広域事務組合費で257万7千円の追加は、福島消防署における消耗器材等購入に係る消防負担金の追加で、この経費に関しましては、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を充当することとしております。

次に一番下段の、10款教育費、5項4目町民プール運営費で2,300万円の追加は、今年の大雪に伴う町民プール屋根の修繕に係る経費の追加で、詳細につきましては、このあと教育委員会事務局長より図面にてご説明いたします。

次のページをお開きください。

一番下の、12款諸支出金、2項1目繰出金で1,256万7千円の減額は、介護会計で168万4千円の追加、町立診療所会計で1,425万1千円の減額で、それぞれ事務費等の増による追加と前年度精算による減額となっております。

次のページをご覧ください。

13款職員給与費の、まず1目職員給与費で698万2千円の減額は、職員の4月の人事異動及び共済負担金率変更に係る給料及び各種手当並びに共済費の増減となっております。

最後に、2目会計年度任用職員給与費で671万5千円の減額は、主にこちらも4月の任用となった方々の給与等が確定したことによる減額となっております。

なお、No.1議案の49ページから50ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

それでは、次に、歳入をご説明いたしますので、11ページをお開きください。

歳入補正の主なものについて、ご説明いたします。

10款地方交付税、1節地方交付税の普通交付税で1億5,725万6千円の追加でございます。行政報告にもありましたように、7月26日付けで今年度の普通交付税が確定いたしました。交付額は19億152万7千円となり、対前年比で3,040万6千円の増で、当初予算との差額1億5,725万6千円を追加するものであります。

次に、4段目になります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金の1節保健衛生費補助金で179万2千円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る前年度精算による追加交付となっております。

その下、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の6節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で560万円の追加は、歳出でご説明いたしました福島消防署の消耗器材の購入と函バスへの奨励金に充当することとしております。

次のページをお開きください。

3段目の、17款繰入金、1項他会計繰入金、1節の介護保険特別会計繰入金で284万7千円の追加は、前年度の精算による繰入金となっております。

次に、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金で１億７，６３５万６千円の減額は、今回の補正に係る財源調整による減額でございます。これにより、今年度の財政調整基金からの繰入額は１億４，７９０万４千円となります。

次に、１８款繰越金９，７０６万４千円の追加は、前年度繰越金でこれの２分の１以上の積立ということで５千万円を財政調整基金に積立することとしております。

次のページをご覧ください。

１９款諸収入、１目雑入で２６０万５千円の追加は、渡島西部広域事務組合負担金の精算還付金となっております。

最後に、２０款町債につきましては、先ほど第２表の地方債補正でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第３３号 令和４年度福島町一般会計補正予算（第７号）の提案内容について、説明を終わります。

なお、このあと図面の説明もありますので、併せてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

補足説明を求めます。

町民プール屋根改修工事、議案説明資料ページ２４、２５となります。

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

それでは、町民プール屋根改修工事の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

２４ページをお願いいたします。

こちらは立面図になります。

町民プール屋根改修工事の立面図になります。

改修箇所は、上の西側の立面図、下の北側立面図で、赤の斜線部分で正面玄関、事務室、男女更衣室等の上部にあたるアーチ型の屋根の部分になります。

屋根改修に向けた経緯では、全中相撲大会の準備をしております７月２０日、総合体育館側の屋根が歪んでいるのを職員が発見したところです。

担当課としましては、発見が遅れましたことをお詫び申し上げます。

その後の調査で、鉄骨梁上のつか材で、上下部の鉄製プレートが潰れるなどの影響で鉄骨全体が歪んでいることが判明いたしました。

２５ページをお願いいたします。

工事内容は、町民プール管理棟部分の屋根改修で、面積は３２６平方メートルです。

①既存屋根等の撤去は、板金、下地、梁より上部の鉄骨、一部外壁も含まれます。

②屋根復旧は、板金工事、鉄骨工事、外壁工事等になりますが、束の鉄製プレートにつきましては耐久性を上げ施工していく予定でございます。

また、保険の関係では７月２１日に総務課を通じて北海道市町村職員共済組合に報告をしており、豪雪災害に伴う保険対象となる可能性がある旨を相談しているところでございます。

なお、今後は専門家の意見も伺いながら、施工方法の一部見直しなど、工事費用の圧縮を図れる可能性がないか更に検討を行いながら改修工事を進めたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

９番平野隆雄副議長。

○９番（平野隆雄）

町民プールの屋根の改修工事のことなんですけども、随分時間経っていますよね。今年の大雪と言いますか、それは１月から始まったものなんですね。それが雪融けて、４月５月になると雪融けますよね。それ融けて発見したのが全中の相撲大会の用意している段階で、７月２０日に発見したという風なことです。

ね。千軒の体育館が倒壊した段階で、議会の方からも他にないのかという風な話をしていると思いますが、どうして対応遅れたのか、まずお聞かせください。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

町民プールの屋根につきましては、公共施設の大雪に伴って、各課の応援を伴いながら千軒のあづま〜る含めて、墓地の管理棟等やっていた所でございます。

教育委員会の方でも時々見ながら、特にプールの本体の屋根から落ちた雪が、高さで言う2階部分にあたる玄関中央の上のガラスにどんどん積み重なっていたところを見まして、1月24日にプール本体の壁から約3メートル程度、体育館側、福祉センター側にそれぞれ教育委員会の職員3名で行ったと。

この時の積雪も他の部分は大体80センチメートル位だったのかなという風に記憶しているところです。

その後、福祉センター側は割と日当たりが良い場所で落ちるんですが、体育館側の方がアーチ型の屋根から落ちた部分と下が重なってしまったと。このままではやはり雪が落ちそうにもないということと、膨大な雪なもんですから、総務の方に除雪車の依頼をしたところなんです。これが2月3日だったんですけども、その際に軒先の一部を破損してですね、これにつきましても北海道市町村共済組合の方に保険の手続きをして、見積もりは約50万円ということで今年の6月会議で補正をさせていただいて、既に発注しております。5月の中旬に業者の方に見積もりをお願いをして、雪解けでないと分からないということだったものですから、6月の1日に見積もりをいただいて補正したんですけども、この時も私共も業者も気づきませんでした。それで軒先の修理を中止して、さらに7月26日に屋根裏の内部を調査した結果、先程申し上げたような状況だったという事が判明したものですから、注意深く見ていると、もしかして春先の早い段階で発見できたかも分かりませんが、なかなかちょっと担当課としても確認が遅れたということを改めてお詫び申し上げたいなと思っております。

○議長（溝部幸基）

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

今ここまで来ると、あと1か月か2か月すると雪降るわけですね。先ほど事務局の方からも説明ありましたけども、専門家にも見てもらわなきゃない、それから更に検討を加えなきゃないという風なことがありますよね。だからそういう風なことからすると、総務教育常任委員会が日程を見ると10月に1回、これは5次計の関係であります。それから11月の頭に3回ありますよね、現地視察含めて。この辺りで総務教育常任委員会に限って、もう少し中身を精査してやることはできませんか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今回のプールの屋根についてはですね、我々も想定外と言いますか、今年の冬の雪の状況を見れば、皆さんご承知のとおり、これまで我々が経験したことの無いような事象が起きておりますし、まさに議員おっしゃるとおり千軒の体育館そのものも、我々がまさか壊れるかなという感じのものが壊れたり、あちこち町内にも被害があつて、我々いま改修の助成もしていますけども、例年に比べて民間の住宅も相当傷んで、今あちこちで足場組まれて改修しているような状況であります。

そんなことで委員会の方も、今年はもう全中に全精力と言いますか、気持ちこそちらの方に大分傾いていて、なかなかちょっと気付くのが遅かったという状況については、私の方からも改めてお詫びをさせていただきたいと思っております。

この件については教育委員会の方で整備をしていましたけども、我々、総合計画のヒアリングの際にちょっと話が私の方に相談がありましたので、我々としては基本的に悪い状態のものを放置するということは、行政として一番やってはやらない事だということを私常々思っていますので、気付いた段階ですぐ直すという形を取らしたらいんじゃないかということのお話をさせて、今回ちょっとですね、本来我々、議会とのルールの中かで当然総合計画の変更だったり、常任委員会にお諮りして色々やる所を逆算して行きますと、この冬場やはり12月から一気に降り始めますので、その間に何とか私は正常な状態に戻したいということで、ちょっと今回は無理言って予算を計上させていただきました。

それについては本当に申し訳ないなという風に思っています。ただ、我々としては、やはり一番は、この冬をきちっとした状態で管理するというのが行政の役割でないのかなと思っていますので、いま副議長の方からも意見ありましたし、ご心配もいただきましたので、我々としては予算についてはまずは承認をいただいたなかで、執行にあたっては、しっかりもう一度議会の方にお諮りする。

また、この金額についても我々も少し高いかなという気をしながら、ただやはり時間のない中でやらなきゃいけないという、少し乱暴なところもあるのかなという気がしながら、まずはきちっと直したいという思いで予算を提案させていただきましたので、もう少しこの予算についても、専門的な見地をいただきながら、ちょっとまたこれが最善の方策であって、最善の予算なのかということも、もう一度ちょっと我々も手戻ししながら、きちっと整理をして行きたいという風に思っていますので、議会の方にはまた、議長の方からご提案いただきましたので、また機会を見まして常任委員会なりそういったものの中で、少し相談をさせていただく、相談というか提案させていただいて、ある程度また意見をいただきながらですね、今なんとか我々としてはこの冬場まではきちっとやりきりたいなという思いがしていますので、まずそのところだけのご理解はお願いをしたいなという風に思っています。

（「そのようにお願いします。」という声あり）

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

この図面を見て、屋根をすっぱり現在の鉄骨の屋根をすばんと取ってしまうと。そして、まったく新しい鉄骨造の屋根を据え付けるといいますので、この額が適正であるかどうかは勿論わかりませんが、適正なんだろうと解釈します。

しかしながら、もし、施工の変更が可能であれば、これよりも少しでも安くなるのであれば、その手法というのものもあるなという風に考えます。その手法というのは、この24ページのプール本体の太陽光を受けるプールの屋根ですね、1対9ぐらいの勾配でしょうか、右の方に勾配1つ、本屋の勾配が9つぐらい並んでいると。このような形で北側立面図を直すというそれによって、これを木材を使うという場合どれぐらいの積算になるのか。それを検討してほしいと思います。

そういうなかでは、10月、11月に常任委員会が3回あるなかで何回使うかは分かりませんが、やるということになれば、いずれにしても雪をつかむ時期になります。

今曲がっている歪んでいる鉄骨の屋根は、雪をそれほど何十センチメートルも積もらせないような恰好で取っていくことによって、冬を越すということは充分可能であります。

そういう計算をしながら進めてほしいというのが私どもの希望でございます。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

その辺も含めながら整理をさせていただきたいと思います。

ただ、議員、木造でという話もしていますけども、全くそこまで構図を変えとなると、当然、耐火構造と言いますか色々な条件を今度クリアしなきゃいけないし、建築の問題だと専門的な事が今後出てきますので、そこは果たして出来るかどうかというのは我々は限りなくそこは難しいのではないのかなという風に思っていますし、まずはきちっと意見をいただきましたので、その意見が可能かどうかの検証をもう一度我々としては建設課を中心に、場合によっては設計業者さんを頼んでお願いをする。そうすると多少少し新たな予算も発生するかもしれませんが、そこは色々な形を、まずはきちっといただいた意見を可能性を探りを入れて、そして多分第一義としてはもう少し予算を圧縮することを考えれということなのかなというのがありますので、そこを含めてやって行きたいと思います。

ただ理解していただきたいのは、やはり、きちっとこの冬を対応して来年オープンまでに我々としてはプールが使えないような状態は避けたいという思いがありますので、まずはそここのところをご理解いただきたいなと。当然そうすると工事多少冬場かかる可能性もありますし、我々としては何とか今年の冬もどういう状況になるか、去年みたいなことはないと思いますけども、今は色々な何て言いますか、雨の状況だとかそういうのを見れば無いという事はあり得ませんので、また今年も大きい雪が降る可能性もあり

ますので、そういったものも含めながらきちっと対応して行きたいという風に思っています。

○議長（溝部幸基）

そのほかありませんか。

5 番川村明雄議員。

○5 番（川村明雄）

町長の方から、その旨申し上げられましたので、それを信頼して対応したいという風に思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

6 番杉村志朗議員。

○6 番（杉村志朗）

15 ページ、金額小さいけれども15 万円の補正載っておりますけれども、これは三岳2 の会館、竣工は昨年でしたよね。ですけれども、あのあたりは巷に各議員が、あれだけ新しい会館出来て、まず案内板必要でないかということも議員が聞いてあったと思うんです。

それが今回消火器と一緒に、会館の看板これは5 万円足らずですけれども、そこら辺、それで今年の会館の使用というのはあったのでしょうか。

たまたま看板がなくて、同じ位置には会館があっただろうと思いますけれども、大変見にくくて我々も、どこからどうだというのが早いうちに会館を望んであったと思うんだけど、そこら辺なんでこんなに遅い看板設置になったのか、まずお答えください。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

ただいまのご質問ですが、当初は使用料、賃借料で、電柱に立てるということで当初予算で若干見ていましたけれども、あそこに北電柱とNTT 柱がございます。

それで、当初は北電柱の方で話を進めていくと、ちょっとこう2 本並んでいるんですけど、ちょっと下がっているんですね北電柱が。それで、北電柱に関してはこれまでも診療所だとか岩部クルーズ色々やっていたので、それと同じような方式でということで話を進めていたんですが、位置のこともあって次にNTT 柱の方ということでNTT と交渉をして進めていたんですが、ちょっとそれに時間が掛かって結果的には最終的には北電の関連をやっている広告会社と話をした結果、このような使用料じゃなくて委託料、公共施設案内板のリース料という形で委託料の方で持っていくという風に最終的には交渉の結果だったので、今回改めて委託料で5 万円見させていただいております。

その他にも当初予算には月崎だとか昨年できました所の改修した所の看板もやるようにしていますけど、そちらは需用費のなかで対応するような修繕費のなかで対応するようなことでやっていたんですけど、確かに議員おっしゃるように大変遅くなりましたけど、まもなくつきますので、大変申し訳なく思っております。

○議長（溝部幸基）

6 番杉村志朗議員。

○6 番（杉村志朗）

そのほか、この会館というのは葬儀に使われたことはあったんですか。今年。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

私の記憶のなかでは葬儀はございませんけども、7 月に参議院選挙で使っております。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第33号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第33号は可決いたしました。

◎議案第34号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第34号 令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案1の51ページをお開き願います。

議案第34号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,700万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,800万7千円とする。

令和4年9月13日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容につきまして歳出から説明をいたしますので、65ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目国民健康保険事業費納付金293万1千円の減額は、北海道に納付する今年度の納付金が確定したことにより、医療給付費分251万2千円、後期高齢者支援金等分33万4千円、介護納付金8万5千円を減額するものであります。

次の段の、6款諸支出金、1項6目療養給付費等交付金償還金22万9千円、7目特定健康診査等負担金償還金73万2千円の追加は、前年度の負担金等の精算により北海道へ返還するものであります。

次のページをお願いします。

9款基金積立金、1項1目事業基金積立金3,897万1千円の追加は、令和3年度決算における繰越金から返還金を除いた分を積立するものであります。

次に、歳入を説明いたしますので、61ページにお戻りください。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税672万円の減額は、今年度の保険税の賦課実績により減額するものであります。

5款繰越金、1項1目その他繰越金4,372万1千円の追加は、前年度決算における繰越金であります。

以上で、議案第34号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わり

ます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第34号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第34号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時52分）

（再開 15時05分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第35号 令和4年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第35号 令和4年度介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案1の67ページをお開き願います。

議案第35号 令和4年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,087万2千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,823万6千円とする。

令和4年9月13日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容について説明しますので、予めご了解願います。

それでは、歳出から説明をいたします。

８７ページをお開きください。

４款基金積立金、１項１目介護給付費準備基金積立金８７１万３千円の追加は、令和３年度決算において、繰越金が生じたため基金に積立てるものであります。

６款諸支出金、１項１目償還金１，９２１万６千円の追加は、令和３年度の介護給付費等に係る国庫補助金等の額の確定に伴い、返還金が生じたため追加するものであります。

次のページをお願いいたします。

２項繰出金、１目一般会計繰出金２８４万８千円の追加は、令和３年度決算に伴う精算によるもので、一般会計へ繰出金として返還するものであります。

なお、８９ページから９０ページに人件費の補正に伴う給与費明細書を添付しておりますので、後程ご参照願います。

次に、歳入の主な増減を説明しますので、７９ページにお戻りください。

１款保険料、１項１目第１号被保険者保険料１４３万４千円の減額は、当初賦課の実績により減額するものであります。

８１ページをお願いいたします。

７款繰入金、１項３目その他繰入金１６８万６千円の追加は、保険料が減額となったことにより、総務費の事務費に係る分の財源調整をするため一般会計から繰入するものです。

８款繰越金、１項１目繰越金３，０７８万８千円の追加は、前年度決算における繰越金であります。

以上で、議案第３５号 令和４年度福島町介護保険特別会計補正予算（第２号）の説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第３５号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第３５号は可決いたしました。

◎議案第３６号 令和４年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（溝部幸基）

日程第１２ 議案第３６号 令和４年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案１の９１ページをお開き願います。

議案第３６号 令和４年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

令和４年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６５９万１千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，４０５万６千円とする。

令和４年９月１３日提出、福島町長。

それでは、補正の内容について、歳出から説明をいたしますので、１０５ページをお願いいたします。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項１目後期高齢者医療広域連合納付金６５９万１千円の減額は、歳入で保険料を減額することに伴い、保険料負担金を減額するものであります。

次に、歳入を説明いたしますので、１０１ページにお戻りください。

１款後期高齢者医療保険料、１項１目後期高齢者医療保険料６５９万６千円の減額は、保険料の賦課実績により減額するものでございます。

以上で、議案第３６号 令和４年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第３６号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第３６号は可決いたしました。

◎議案第３７号 令和４年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第３号）

○議長（溝部幸基）

日程第 1 3 議案第 3 7 号 令和 4 年度国民健康保健診療所特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案 1 の 1 0 7 ページをお開き願います。

議案第 3 7 号 令和 4 年度福島町国民健康保健診療所特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 4 年度福島町の国民健康保健診療所特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 9 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1, 0 5 9 万 6 千円とする。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出、福島町長。

それでは、補正の主な内容について、歳出から説明をいたしますので、1 2 1 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2 9 万 5 千円の追加は、4 月に採用した看護師 1 名の給料額の確定により、一般職給として 2 3 万 1 千円の追加と会計年度任用職員に係る共済費のうち、当初は共済組合負担金で計上していましたが、一部が社会保険料で対応となったことによるものでございます。

なお、給与費の資料として、1 2 3 ページから 1 2 4 ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、歳入について説明いたしますので、1 1 7 ページにお戻りください。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1, 4 2 5 万 1 千円の減額は、繰越金の確定及び先ほど歳出で説明いたしました人件費の追加に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1, 4 5 4 万 6 千円の追加は、前年度決算における繰越金でございます。

以上で、議案第 3 7 号 令和 4 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 3 7 号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 3 7 号は可決いたしました。

◎議案第38号 令和4年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第38号 令和4年度水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

議案の125ページをお開きください。

議案第38号 令和4年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和4年度福島町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額11万8千円、計9,812万3千円。

第1項営業費用、補正予定額11万8千円、計9,642万3千円。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額6万8千円、計1,545万円。

令和4年9月13日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、129ページをお開きください。

令和4年度福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

今回の主な補正理由としましては、共済負担金率の変更に伴うものでございます。

収益的収入及び支出の支出。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、補正額6万8千円、計2,375万1千円。

内訳は、手当等が住居手当で4万8千円、法定福利費が1万8千円で、共済組合負担金例月分が1万4千円、共済組合負担金手当が4千円、賞与引当金繰入額が2千円。

続きまして、4目総係費、補正額が5万円、計826万円。通信運搬費の電話料にかかるものが5万円でございます。

以上、議案第38号についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第38号に賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第38号は可決いたしました。

◎議案第39号 令和4年度福島町一般会計補正予算（第8号）

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第39号 令和4年度一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、追加議案1の5ページをお開きください。

議案第39号 令和4年度福島町一般会計補正予算（第8号）。

令和4年度福島町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,362万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,147万3千円とする。

令和4年9月13日提出、福島町長。

補正内容について、まず歳出からご説明いたしますので、No.2追加議案1説明資料の6ページをお開き願います。

4款衛生費、1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で414万5千円の追加で、内容といたしましては、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る人員体制確保及び集団接種会場の運営費用の追加で、職員手当等で190万円、需用費で72万5千円、役務費で47万円、委託料で105万円となっております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で948万2千円の追加で、内容といたしましては、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る接種費用及び時間外・休日の接種に対する加算費用の追加で、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料追加となっております。対象者につきましては、初回接種（1・2回目）を終了している12歳以上の方（約3,200人）を予定しております。接種時期につきましては、令和4年10月下旬以降としております。事業費内訳は、接種費用で728万6,400円、時間外加算分で32万1,200円、休日加算分で187万4,400円、合計948万2千円となっております。

次に、歳入をご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

13款国庫支出金、1項2目の衛生費国庫負担金、1節の保健衛生費国庫負担金で944万8千円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の追加となっております。

次に、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節で保健衛生費補助金414万5千円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の追加となっております。

最後に、19款諸収入、5項1目雑入の9節雑入で3万4千円の追加は、新型コロナウイルスワクチン住所地外接種料となっております。

以上で、一般会計補正予算（第8号）の補正内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第 39 号に賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 39 号は可決いたしました。

◎報告第 3 号 令和 3 年度福島町財政健全化判断比率の報告について

◎報告第 4 号 令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告
について

◎認定第 1 号 令和 3 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 2 号 令和 3 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 3 号 令和 3 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 4 号 令和 3 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 5 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 6 号 令和 3 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 7 号 令和 3 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（溝部幸基）

日程第 16 報告第 3 号 令和 3 年度財政健全化判断比率の報告。
日程第 17 報告第 4 号 令和 3 年度教育に関する事務の管理、執行状況の点検・評価に関する報告。
日程第 18 認定第 1 号 令和 3 年度一般会計歳入歳出決算認定。
日程第 19 認定第 2 号 令和 3 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定。
日程第 20 認定第 3 号 令和 3 年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定。
日程第 21 認定第 4 号 令和 3 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。
日程第 22 認定第 5 号 令和 3 年度浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定。
日程第 23 認定第 6 号 令和 3 年度国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定。
日程第 24 認定第 7 号 令和 3 年度水道事業会計利益の処分及び決算の認定。
以上、9 件の案件を一括議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題といたしました 9 件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思いますが、賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、ただいま議題となっております 9 件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員により構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 15時27分)

(再開 15時30分)

○議長(溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長(溝部幸基)

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された決算審査特別委員会において、委員長に9番平野隆雄副議長、副委員長に5番川村明雄議員が互選された旨の報告がございました。

◎延 会 の 議 決

○議長(溝部幸基)

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長(溝部幸基)

さらに、お諮りいたします。

決算審査特別委員会の議案審査等のため、明日から9月19日までの6日間、休会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、明日から9月19日までの6日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、20日火曜日は午前10時から開会いたしますので、定刻までにご参集願います。

◎延 会 宣 告

○議長(溝部幸基)

本日は、これで延会いたします。

どうもご苦労様でした。

(延会 15時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 佐 藤 孝 男

署 名 議 員 平 沼 昌 平

令和 4 年度

福島町議会定例会 9 月会議

令和 4 年 9 月 1 5 日（木曜日）第 2 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 3 号 令和 3 年度福島町財政健全化判断比率の報告について
報告第 4 号 令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について
認定第 1 号 令和 3 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 令和 3 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 令和 3 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 令和 3 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 令和 3 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 令和 3 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員会報告)
- 日程第 4 同意第 1 号 教育長の選任について
- 日程第 5 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 発委第 7 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 追加日程第 1 宣誓第 1 号 教育長の宣誓について

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 3 号 令和 3 年度福島町財政健全化判断比率の報告について
報告第 4 号 令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について
認定第 1 号 令和 3 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 令和 3 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 令和 3 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 令和 3 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 令和 3 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 令和 3 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員会報告)
- 日程第 4 同意第 1 号 教育長の選任について
- 日程第 5 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 発委第 7 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	2番	佐藤孝男		3番	平沼昌平
	4番	木村隆		5番	川村明雄
	6番	杉村志朗		7番	藤山 大
	8番	小鹿昭義			

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	工藤泰
総務課長	小鹿一彦	企画課長	住吉英之
産業課長	福原貴之	産業課参事	川合力哉
町民課長兼吉岡支所長	村田洋臣	認定こども園福島保育所園長	吉能佳織
福祉課長	小鹿浩二	建設課長	紙谷 一
福祉センター次長	(石岡大志)	会計管理者	西田啓晃
教育長	小野寺 則之	事務局長兼給食センター長	石岡大志
農業委員会事務局長	(福原貴之)	選挙管理委員会書記長	(小鹿一彦)
監査委員	本庄屋 誠	監査委員	高田重美
監査委員補助職員	(鍋谷浩行)		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷浩行	議会事務局議事係長	福井理央
議会事務局議事係	大山瑞稀		

(開会 12時55分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

出席ご苦労様です。

9月15日は、休会の予定でしたが、決算審査特別委員会の審査が早く終わりましたので、9月13日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

4番木村隆議員、5番川村明雄議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎報告第3号 令和3年度福島町財政健全化判断比率の報告について

◎報告第4号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について

◎認定第1号 令和3年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について

◎認定第2号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第3号 令和3年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第4号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第5号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第6号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第7号 令和3年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長（溝部幸基）

日程第3 報告第3号 令和3年度財政健全化判断比率の報告。報告第4号 令和3年度教育に関する事務の管理、執行状況の点検・評価に関する報告。認定第1号 令和3年度一般会計歳入歳出決算認定。認定第2号 令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定。認定第3号 令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定。認定第4号 令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。認定第5号 令和3年度浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定。認定第6号 令和3年度国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定。認定第7号 令和3年度水道事業会計利益の処分・決算の認定。

以上、9件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました令和3年度一般会計ほか6件の決算認定等、令和3年度財政健全化判断比率ほか1件の報告については、本定例会において決算審査特別委員会に付託をし、休会中に審査を終えておりますので、結果の報告を求めます。

9番平野隆雄決算審査特別委員長。

○9番（平野隆雄）

ただいま議題となっております令和3年度福島町財政健全化判断比率等の報告及び令和3年度一般会計ほか6件の決算認定等について、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本件は、本定例会9月会議において審査すべき事件として本委員会に付託されたものでございます。

9月13日に本委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、14日までに各会計決算等を審査した結果、本委員会の意見は認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号については、いずれも原案のとおり認定すべきものとし、認定第7号については、利益の処分を原案可決し、決算については認定すべきものと決定いたしました。

審査の経過等につきましては、諸般の報告（第2号）に記載のとおりですので、ご覧いただきたいと思います。

なお、令和3年度福島町財政健全化判断比率等の報告等については、報告済みといたします。

以上、甚だ簡単ですが、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号については、いずれも認定すべきものとし、認定第7号については、利益の処分を原案可決し、決算については認定すべきものとの委員長報告であり、この報告のとおり原案可決・認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、令和3年度一般会計ほか6件の決算については認定し、水道事業会計の利益の処分については原案可決することに決定いたしました。

なお、報告第3号 令和3年度財政健全化判断比率の報告、報告第4号 令和3年度教育に関する事務の管理、執行状況の点検・評価に関する報告は、報告済みといたします。

暫暫時休憩いたします。

（休憩 13時02分）

（再開 13時02分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎同意第1号 教育長の選任について

○議長（溝部幸基）

日程第４ 同意第１号 教育長の選任を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の１４５ページをお願いいたします。

同意第１号 教育長の選任について。

教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

令和４年９月１３日提出。

住所、福島町内在住。氏名、小野寺則之。年齢、５５歳となっております。

小野寺則之氏について、若干補足説明をさせていただきます。

同意第１号関係資料にありますとおり、平成３年に４月、松前町役場に入庁され、教育委員会学校教育課を振り出しに長年役場に勤務され、平成２７年１２月に退職されてございます。

退職後、民間の会社を経て、令和元年度に教育長に就任し現在に至ってございます。

小野寺氏は教育長に就任後は、教育現場とともに教育水準の向上にむけ様々な改善と工夫をし、現在は福島商業高等学校存続に向け、全国募集を手掛けるなど最前線で頑張っているところでございます。

人柄につきましては、この３年間を通じて皆様がよくご存じのことと存じますけれども、明瞭快活で誠実、実直かつ勤勉でございます。

教育長の選任にあたって同意くださるよう、お願いを申し上げます。

以上、簡単ですが、提案にあたっての説明といたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第１号について、同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第１号は同意することに決定いたしました。

暫暫時休憩いたします。

（休憩 １３時０４分）

（再開 １３時０５分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎同意第２号 教育委員会委員の任命について

○議長（溝部幸基）

日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、9番平野隆雄副議長の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

（休憩 13時05分）

（再開 13時05分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
提案理由の説明を求めます。
鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の147ページをお願いいたします。
同意第2号 教育委員会委員の任命について。
教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。
令和4年9月13日提出。
住所、福島町内在住。氏名、平野雄輝。年齢、40歳となっております。
平野雄輝氏について、若干補足説明をさせていただきます。

同意第2号関係資料にありますとおり、平成15年4月から家業であります「レストランたかお」にお勤めになり、現在に至っております。

公職歴に関しましては、平成21年4月から平成23年3月まで福島保育所保護者会の会長、平成27年4月から平成29年3月まで福島小学校PTA会長などを歴任し、現在は福島町商工会青年部の部長をされてございます。現在も2児の保護者であり、これまでも保護者の代表として活躍されており、教育委員会における保護者の視点で意見反映いただけるものと期待しているところでございます。また、人柄につきましては、温厚、誠実で、かつ実直でございます。

教育委員会委員の任命にあたって同意くださるよう、お願いを申し上げます。

以上、簡単でありますけれども、提案にあたっての説明とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第2号について、同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第2号は同意することに決定いたしました。

9番平野隆雄副議長の復席を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 13時07分)

(再開 13時08分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎発委第7号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第6 発委第7号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、議会提出議案の1ページをお開きください。

発委第7号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出いたします。

2ページをお願いします。

説明は主な内容としますので、ご了解ください。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しております。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、様々な課題を抱えております。今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要であります。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。

よって、国に対して、1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。これらなど10項目について要望するものであります。

地方自治法第99条に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものであります。

なお、本意見書は、8月26日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第7号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第7号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時13分）

（再開 13時14分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時15分）

（再開 13時15分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日 程 の 追 加

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

鳴海清春町長から、宣誓第1号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

宣誓第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎宣誓第1号 教育長の宣誓について

○議長（溝部幸基）

追加日程第1 宣誓第1号 教育長の宣誓を議題といたします。

小野寺則之教育長、中央演台で宣誓願います。

○教育長（小野寺則之）

福島町まちづくり基本条例第15条の規定に基づき、教育長就任時の宣誓を行います。

宣誓、私は、日本国憲法並びに地方自治法等の関係諸法を遵守し、福島町の教育目標である「福島町教育大綱」を実現するため、公正・誠実に職務を遂行いたします。

また、福島町まちづくり基本条例の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりの

ある行政」を目指して、町長を補佐し、議員皆様にご指導いただき、職員、町民のみなさんとともに汗を流す協働のまちづくりを実践し、福島町の子どもたち、そして地域の方々ひとり一人が活躍し、夢と希望が持てるまちづくりに努めることを誓います。

令和4年9月15日、福島町教育長。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長の宣誓を終わります。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本定例会9月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和4年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和4年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

長期間に亘りご審議いただき、ご苦勞様でした。

（休会 13時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 木 村 隆

署 名 議 員 川 村 明 雄